

第3節

知財の人材教育問題に関する比較研究

I. 日本における知財人材育成に関する研究 - 特色ある学校教育モデルを踏まえ -

青山学院大学 菊池 純一 教授

本稿においては、日本の学校教育における教育モデルを参考にして、知財の人材育成に係る教育モデルの特徴を述べることにする。したがって、企業内教育や業界団体の啓蒙啓発セミナー及び専門家スキルアップ研修の機会に係る諸問題については、本稿では特段の対象としない。ただし、産学官連携の枠組みを鑑みた場合、かつ、社会システム・イノベーションの実装の有様を鑑みた場合、学校教育とそれらの教育機会との接点における課題を指摘することは重要であると考ええる。

1. 知財の人材育成に係る教育モデルの特徴

教育の実施内容や形態を類型化することがどの程度有用なのかは定かではない。しかし、近年の10年間程度の上に構築されてきた教育モデルの特徴をとらえて、知識社会のグローバルな発展に適合する人材育成の態様に資する提案をまとめることは、本稿の一つの役割であろうと考える。

(1) 知的創造循環モデルに基づく教育

2004年に日本が導入した知的創造循環モデルは、創造、保護から始発し活用へと変位するパスウェー（選択経路）上に配された仕事に精通した熟練した専門家を育成することであった。また、同時に、産業財産権の特別法の中に配置された特許発明を主務することが前面に押し出された。このモデルの選択が間違っていたとは言えない。なぜならば、知的財産（発明、商標、意匠、著作、営業秘密、種苗、その他有用な情報）を保護することは、一つのステップにすぎない。それらの知的財産を積極的に活用することも、重要なステップである。そして、種々の権利関係が絡む利益相反に係る紛争に対処することも、必要なステップである。しかし、反省すべき点はあるだろう。例えば、知財のビジネス法務の局面にて展開される複合的リスクを軽減するためには、少なくとも、知的財産が社会的イノベーションをもたらすことの有様をデザインし、予定調和的ではない複数の選択肢を創造することを明確に意識しなければならなかったことは確かであろう。とすれば、選択肢として別のパスウェーへ移行するための専門的な架け橋の仕事をも教育モデルに組入れるべきであった。つまり、例えば、知的財産に係る情報を分解して顕在化していない可能性や危険性を知るための方法論（仮に、これを知財のリバースエンジニアリングと称しよう。）について学ぶことは、非構造的な個別事例の内容から新たな選択肢を組み上げることに他ならないと考える。さらに、知的財産が複数の競合財や非競合財に係わるとすれば、それらを組み合わせ、それに参画する者たちや利活用の図式を勘案し、再編成する能力（仮に、これを知財のパッケージングと称しよう。）も育成する必要があるだろう。知財のリバースエンジニアリングや知財のパッケージングの仕事（仮に、これらの仕事を総じて知財のアウトリーチと称しよう。）は、必ずしも、パスウェー上にあるとは期待できない。とすれば、新たな選択経路を探索する知財のアウトリーチの仕事についても知財人材育成モデルに入れることが望ましいと考える。

（２）排他独占の合理性を求める教育

知の独占と共有の連携に係る課題は、教育の本質に係る極めて古いテーマである。知識社会とは、自然人及び法人が為す活動の根幹において形成され他者に譲渡可能となった情報のかたまりである知識、この知識を「本位とする社会」のことであると考ええる。知識は国の枠組みを越えて、分野の境界域を越えて、社会の中に開花する文化と産業の活動の態様に多様性と爆発的な躍動力を持たせることになる。したがって、法の規律についても社会的適合性を問われることになる。それゆえに、教育の役割として法治の遵守に係る啓蒙のみならず次世代の制度設計を担う知恵に係る育成も視座に入れる必要がある。

知的創造循環モデルの根底においては、人と人が相乗りする「舟」と「場」を構想し、「互惠関係」を築くことが自由の共生につながることを意識していたはずである。権利主張に関し、他者から何らかの干渉を受けないという自由を保障する上で、他者が関わることを禁止する（排他権を設定する）には、まずは、当該の情報のかたまりが社会にもたらす裨益の内容（これを知財の与益と称する。）を開示する必要がある。同時に、権利主張に関し、自らが自律的に決定できるという自由を保障する上では、排他権を含む複数の権利を選択的に編成できる環境（制度環境及び知財の取引環境）が必要になる。干渉を受けない自由と自律的に決定できる自由を保障するには、さらに、知識社会を構成する自者と他者とが信頼関係（Fiduciary の関係とするのが相当である。）を作り、自由を共生しなければならないという条件が加わると考える。したがって、排他独占に係る教育においては、知識社会における財産としての知財から得られる与益創成に係るコモンズの有様を踏まえて、知財の権利の束から求める受益配分の合理性を学習する必要があると考える。それゆえ、知財の人材育成においては、特に、学校教育の場においては、大学院あるいは学部段階における機会のみならず、高等中等教育や初等教育の段階から持続した機会を配置するべきであろう。知識社会を担う者たちは、自ら、「知財に係る三つ子の魂（自由三原則、与益主義、知識本位）」を醸成する責務があると考ええる。

（３）法学・経営学・工学の隣接領域の総合化を求める教育

1989 年に設立された知的財産研究所の活動において、時流の要請によるトピックイシューを調査するにとどまらず、各種の政策立案の基盤となる成果が多々残されている¹。また、2002 年に日本知財学会が創設され、産学官連携の枠組みの中で活動が展開されてきた。これらの機関において、特に、若手研究者の育成が継続されていることや、国内の視座からの視点ではなくグローバルな課題への対応も積極的に展開されていることは特筆すべきであろう。しかし、法学・経営学・工学の隣接領域の総合化を求める試みは、20 数年の歴史を持つにすぎない。アカデミック・デシプリンとして知的財産の学問領域が確立するまでには、もうしばらくの時間を要するであろう。まずは、大学院や大学学部における教育と研究の深化を期待したい。

¹ 一般財団法人知的財産研究所、<http://www.iip.or.jp> [最終アクセス：2015 年 2 月 16 日]。
日本知財学会、<http://www.ipaj.org> [最終アクセス：2015 年 2 月 16 日]。

（４）知財クリニックの知見を踏まえた視座

2004 年に、筆者を始めとする数名の者が強い知財の基底に健康な知財を希求することを提唱し、知財クリニックという「知財の病院」を始めた。10 年目で症例は 410 数件を越える程度になり、この実践教育の機関に係わる者も数十名に至った。知財に係るトピック・イシューを生きた状態で捉えてきた経験を踏まえると、全ての事柄が病理的な症候群の様相を呈しているとまでは明言することはできないが、制度的齟齬を含む各種の摩擦的調整の歪みが内在していることは確からしい、「知識社会が要請する将来の姿（複数の選択肢）を想定した上で、現行制度の不都合等を解析し、新たな制度設計を行うこと」が求められていると感じる²。

例えば、特許発明の質と量を鑑みるに、日本には、66 万人の研究者がいるといわれている。中国は、120 万人の研究者がいると聞いている。日本は、GDP の 4%を研究開発に投じているが、中国は 2%と聞いている。また、日本では国家戦略として、基礎研究から得られた成果を産業技術開発のレベルに発展させ、かつ、戦略性をもってそれらを社会実装すべく各種の施策が再編成されつつある。従来の組織内における PDCA（計画、実施、評価、改善）の考えに基づくステージゲートの管理方式ではなく、今後は、例えば、新しいスタイルの知財の管理も導入されるであろう。とすれば、教育の現場においてそれらの要請にも応じる必要があると考える。

2. 学校教育における教育モデルの事例から見た特徴

各教育モデルには複数の特色が配備されている。日本社会が築き上げた知財システムにほかならないと考える。それら特色にハイライトを当てて、後段で提案する予定の人材育成グローバル・イニシアティブにつながる項目を抽出する。

（１）大学院博士課程の教育モデル

履修科目群を設定し修了要件単位を明確にしている事例は少ない³。博士課程に認定プログラムを配置した事例として、青山学院大学大学院ビジネス法務専攻知財プログラムの「知財クリニックドクター（IPCD）」があり、IPCD 履修証明書+博士（ビジネス法務）が組み合わされている。博士課程スキルアッププログラムとしては、知財クリニック・インターンシップⅠ（4 単位）、知財クリニック・インターンシップⅡ（4 単位）、研究指導・模擬知財クリニックⅠ（4 単位）、研究指導・模擬知財クリニックⅡ（4 単位）、複合リスクソリューション（4 単位）等である⁴。

² 菊池純一編著『知財のビジネス法務リスク-理論と実践から学ぶ複合リスク・ソリューション-』（白桃書房 2014）。

³ 東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科博士課程、青山学院大学大学院ビジネス法務専攻知財プログラム等がある。

⁴ 同プログラムにおける「4 単位」とは、春学期（2 単位）+秋学期（2 単位）で構成され、90 分授業 15 回を 2 単位として、教育内容を編成している。

（２）大学院修士課程の教育モデル

類型してみると、法学系；学位は修士（法学）又は修士（ビジネス法務）、専門職大学院系；学位は知的財産修士（専門職）、経営学系；学位は、社会健康医学修士（専門職）、修士（経営学）、通信教育系；学位は修士（知的財産学）、の四系統になる⁵。

特に、専門職大学院系においては、工学系実学ベースでの高度専門職の育成、社会人向けキャリアアップ、産学連携を含むグローバル交流機会の提供、弁理士資格への道筋等を明確にして教育カリキュラムの編成がなされている。また、特色ある試みとして、京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻知的財産経営学分野では、医学と経営学を連携した実践教育がなされている。青山学院大学大学院経営学研究科戦略経営・知的財産権プログラムでは、世界税関機構（WCO）との共同事業の下、世界各国の行政官のスキルアップ研修の一環として英語による教育が実施されている。

各大学院のカリキュラムの特色をまとめてみると以下の８項目が列举できる⁶。

1) 法学・経営学・工学の隣接分野の総合、2) 契約交渉、ソリューション科学等の実学、3) アクティブラーニング・模擬的演習の拡充、4) ワークショップ型の研究会、専門家講習会、5) インターンシップの活用（一部）、6) 複数国の制度比較（一部）、7) 産業財産系分野への傾斜（一部）、8) 歴史的考察科目の導入（一部）。

カリキュラムの階層化の基本設計については、青山学院大学大学院ビジネス法務専攻知財プログラムが開示している。例えば、以下のように四層に層化されている。1) 土台（6 単位以上履修）；コアコンテンツ系 2 単位及び 4 単位科目、レクチャーメソッド系講義、基本的リテラシー修得系、経営戦略法務的発想を修得する。2) 発展・展開（6 単位以上履修）；プログラムコンテンツ 2 単位科目、レクチャーメソッド系講義、知財プログラムが求める専門性を修得する。3) 応用（4 単位以上履修）；イシューコンテンツ系 1 単位、ケースメソッド型講義、ホットイシューについて学際的な視点からのアプローチを確認する。4) 最終目標（8 単位以上履修）；プログラムワークコンテンツ 2 単位科目、裁判例演習、模擬知財クリニック、知財評価演習、研究論文指導及びワークショップで発表する。

（３）大学学士課程の教育モデル

独立した学部教育により学士（知的財産学）の学位を実施しているのは、大坂工業大学知的財産学部である。知的財産保護のための法律および手続きに関する知識、知的財産の活用に関する知識、国際法務の知識などを体系的・総合的に教授することによって、知的創造サイクル推進の専門人材を育成することが目途とされている⁷。

大学に附置された機関が率先して全学部生を対象に知的財産の教育を実施しているモデル・ケース

⁵ 法学系；国士舘大学大学院総合知的財産法学研究科、北海道大学大学院法学研究科（情報法政策学研究センター）、大阪大学大学院法学研究科知的財産法プログラム、青山学院大学大学院ビジネス法務専攻知財プログラムなど。専門職大学院系；大阪工業大学大学院知的財産研究科、東京工業大学大学院エンジニアリング知的財産講座、日本大学大学院知的財産研究科、東京理科大学大学院知的財産戦略専攻、金沢工業大学大学院知的財産プロフェッショナルコースなど。経営学系；京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻知的財産経営学分野、青山学院大学大学院経営学研究科戦略経営・知的財産権プログラム（WCO 教育プログラム）など。通信教育系；吉備国際大学大学院知的財産研究科。

⁶ 知的財産教育研究・専門職大学院協議会（JAUIP）において、各大学院のカリキュラムを事例紹介している。

⁷ 大阪工業大学知的財産学部 ホームページ <http://www.oit.ac.jp/ip/faculty/faculty/index.html> [最終アクセス：2015 年 2 月 16 日]。

がある。山口大学は、全学生に共通教育知財必修科目として、各要所の概論的な内容であるが、「各学部生（7学部）のための知財入門」（8回授業、1単位）を開講している⁸。

広域大学知的財産派遣事業としては、列举すると、「北海道地域中小規模大学ネットワーク」、「異分野融合によるデザイン産学連携広域ネットワーク」、「近畿地域広域大学知的財産ネットワーク」、「近畿・中部地区医系大学知的財産管理ネットワーク」、「西日本教員養成大学知的財産管理運用ネットワーク」、「美術・デザイン系大学ネットワーク」、「生活科学系大学知的財産管理ネットワーク」、「医学系大学知的財産管理ネットワーク（IP-med）」など、特色ある組み合わせが展開されている。

（4）高等専門学校の教育モデル⁹

実践的技術系の5+2年間の専門教育の中において実施されている。特色としては、産学官連携活動を導入し5年間の実践エンジニア教育を強化することが目的となっている。創造型技術コンペ・ワークショップ（ロボットコンテスト、特許明細書作成コンテスト）や情報処理科目（IPDL 検索演習、パテントマップ作成演習）が編成されている。

（5）高等学校・中学校の教育モデル

情報関連科目で「著作権の配慮などを扱う」、「著作権の保護を簡単に扱うこと」が指導要領に明記された。また、工業高校にては「産業財産権を簡単に扱うこと」となった¹⁰。情報社会における個人情報プライバシーや知的財産の保護に係る教育は重視されており、「発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと」となっている。

高等学校学習指導要領では、「芸術、音楽、美術、表現、情報、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉系を含め12教科で知的財産及び知的財産権を取り扱うこと」。さらに、中学校学習指導要領では、「音楽に関する知的財産権などについて、必要に応じて触れるようにすること。美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の著作物を尊重する態度の形成を図るようにすること」。「著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについても考えること。情報通信ネットワークシステムにおける知的財産の保護の必要性についても扱うこと」となっている¹¹。

文化庁の実態調査によると、リーガルマインド教育は定着しつつあるといえる。なお、金城学園で

⁸ ちなみに、2014年度の8回授業内容は、例えば、経済学部生対象として、1. 知的財産の全体像、2. 著作権の基礎知識、3. 研究者の知財マナー、4. 産業財産権の基礎知識、5. 知財情報・検索解析・活用、6. デザイン・プログラムの保護、7. 商標戦略等、8. 企業の知財戦略となっている。

⁹ 国立高等専門学校機構法に基づき、国立（51校）の高等専門学校がある。中学校卒業生を受け入れ、本科5年、専攻科2年からなる。全国には、公立（3校）、私立（3校）の高等専門学校もある。

¹⁰ 世良清「新しい高等学校学習指導要領案における「知的財産」の取り扱い」、愛知淑徳大学大学院現代社会研究科研究報告書 第4号 2009 149-159頁。

¹¹ 文化庁が提供するWeb教材の「高校生のための著作権教材」、「著作権なるほど質問箱」等が利活用されている。

<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/koukousoft/> [最終アクセス：2015年2月16日]。

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/> [最終アクセス：2015年2月16日]。

は、在籍する生徒のみならず、保護者の協業の下、コンプライアンス、ネットエチケット等に関するハンドブックを出版している¹²。

（６）小学校の教育モデル

学習指導要領解説には、「他者への影響を考え、人権、知的財産権などの自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つこと、・・・情報を正しく安全に利用できること」等が示すように、教育機器利用の一環として導入されている。（独）工業所有権情報・研修館が提供するテキストを参照している教諭も多い¹³。ただし、マンガを用いた副読本は多々、出版されているがその利用実態は明らかではない¹⁴。事例報告としては、三重大学教育学部附属小学校にて生活科の学習にて知財教育が行われた事例がある¹⁵。その他、単年度事業ではあるが、九州知的財産戦略協議会による出前授業（対象：福岡県内の小学校生徒、教育手法：寸劇、工作教室、副読本、マンガ、アニメ）が報告されている。

（７）幼稚園の教育モデル

報告されている事例は少ない¹⁶。事例にみられる工夫としては、現場の教諭や保護者の理解を得てから、対象年齢や経験を勘案して子供たちに知財に関する教育を行うという教育環境を整えている点である。幼稚園、小学校での知財教育においては、排他権については教えてはいない。むしろ、物財と知財の乖離した状況について理解してもらうことに教育の狙いがある。複数の違った本物の道具を使う機会を用いて、例えば、木のおままごと（年少）、ステンレスのセット（年中）、陶器のカップ・ソーサー、皿など（年長）を教材として、どんな、工夫をしているのか（技術思想の特徴）を教え、なぜ、作った人の名前が入っているのか（創作者の存在）を教えている。かつ、色、形、文様などの美しさ（意匠、商標の役割）、同時に、使いやすさ（利便性、有用性、新規性）も教えている。

３．教育モデルに共通する課題

共通の課題として、次の五点を指摘する。１）教員人材の確保、育成に係る課題は短期的には解決しない。２）知財の生きた様態（社会実装）に係る事柄を俯瞰し、教育の場に反映することが難しい。３）ファクトベースの教材が不足している。４）知識社会における知の多様性と躍動性に係る教育は、手探りの状態である。５）複合リスク管理に係る教育の体系化はなされていない。

今後、日本はこれらの課題を克服し新たな教育モデルを再編する必要があるだろう。

¹² 金城学園中学校・高等学校『中高生のためのケイタイ・スマホハンドブック』（学事出版）。

¹³ （独）工業所有権情報・研修館『平成 23 年度今後の知的財産人材育成教材等の在り方に関する調査研究報告書』2012. 3、10-16 頁。

¹⁴ 例えば、米村でんじろう『天才たちの発明・実験のお話』（PHP 出版）、あさのりじ『発明ソソ太』（マンガショッブ）、岩永勇三『発明者をプロデュース～あなたのお子さんが世界を変える～』（アチーブメント出版）など。

¹⁵ 大学教育学部向け知的財産教育研究報告書（2003）、<http://www.cc.mie-u.ac.jp/~lp20103/patent/h15/genko/> [最終アクセス：2015 年 2 月 16 日]。

¹⁶ 学校法人青山学院『安全と安心（青山学院メソッド 幼稚園篇）』2007 10-15 頁。東海大学付属本田記念幼稚園等においても知財教育を試みている。

（１）教員人材の確保、育成に係る課題は短期的には解決しない

複数の学問領域が連携する分野ではあるが、他の領域と比較して教育手法上の特異性は見られない。しかし、複合領域であるため、一人の卓越した智者が教育することには限界があり、教育モデルの実施にあたって、特定テーマを複数担当者が切り口を変えて教育する工夫がなされている。あるいは、モデレーターを配して所定の内容を複数の者が担当することが一般化している。それゆえ、教育の体系的編成を試みる場合、多数の教員配置が必須となる。ゆえに、独立した大学院や学部の編成は機関経営上の視点からしても限定されることになる。とすれば、少数の教員が知財に係る教育を進めるためには、知識社会の教養教育に首座をおいて、知的創造循環モデルの一部を応用として伝達することを選択せざるを得ない。したがって、その場合、教育の現場を統括する担当教員の資質能力に依存することになるであろう。

（２）知財の生きた様態（社会実装）に係る事柄を俯瞰し、教育の場に反映することが難しい

知財教育においては、情報のかたまりとしての知的財産の利用の様相から説明する方法とは逆に、それら情報のかたまりを創成する活動から財産権の保護の様相へと段階的に説明する方法が採択されている。いずれの方法においても、関わる人々の関係と係る処々の目的の構図について説明を加える必要が生じる。裁判例を用いて説明する場合においても、知的財産の特別法に係ることのみならず、不法行為等の規律を含む隣接の法制度についても触れざるを得ない場合がある。加えて、法の解釈と実際の法運用のギャップについて、教育のどの段階から導入すべきなのかについても、ビジネス上の競争実態を参酌すると輕輕には判断できないと考える。したがって、いくつかの定石となる教材を選定して教場の環境を整える必要がある。しかし、知財に係る近年の動向は国内外を問わず劇的に変容し、定石の教材には書かれていない事案が発生する。かつ、それらのことがインターネット等を介して断片的に配信されることがある。そのような状況下においては、社会に実装された知財がもたらす現代的課題についても、適宜、教場で取り扱わざるを得ないであろう。

（３）ファクトベースの教材が不足している

教材に使用できる事例データベースは、判例データベースを除いて、組織間で共有できる状態とはなっていない。また、他国の制度等の比較を行う場面においても、判例データベースは各国の言語ベースであるため、必ずしも、教材としての利用頻度は高くないと推測する。日本知的財産仲裁センターの事例集についてもその開示内容は部分的なものであり、教材のレベルにはなっていない¹⁷。日本知的財産協会の会員用の研修プログラムは充実しており、ファクトベースの資料が蓄積されているが、しかし、それらを学校教育の場において再利用する試みは未整備の状態にある¹⁸。（独）工業所有権情報・研修館は、知財人材のプログラムを定期的に開催している。また、同館が提供する学習用資料や「IP・e ラーニング」の遠隔学習教材は大学院教育モデルの中においても積極的に利用されている

¹⁷ 日本知的財産仲裁センター、<http://www.ip-adr.gr.jp> [最終アクセス：2015年2月16日]。

¹⁸ 日本知的財産協会、<http://www.jipa.or.jp> [最終アクセス：2015年2月16日]。経営感覚人材育成研修や知財技術スタッフ研修のグローバルコース等の資料は参考になるだろう。

ことも付記しておくことにする¹⁹。

（４）知識社会における知の多様性と躍動性に係る教育は、手探りの状態である

知識社会における社会システム・イノベーションの様相を教育するには、社会を構成する知財を体系的に把握することが、最も有用な選択肢となる。例えば、環境保全に係るカリキュラムのケースを想定してみよう。環境保全と知財の係わりのアナロジーをもって、社会システム・イノベーションの選択肢を構想することも知財人材教育の現場には重要な用具となるはずである。なぜならば、環境保全の分野は、属地主義の構想を越えて地球規模の展開を想念せざるを得ないからであり、人による善悪二分論を越えて生態系模倣の科学に基づく技術思想の可能性を開花させ得るからであり、そして、有形無形の財に係る人の知覚に基づく優越的価値の選択肢と社会システムの様相（有形無形の財の取引市場の様相も含む）との関係を再設計しなければならないからである。

環境保全に係る知的財産、知財人材、知財ビジネス図式を社会の中に実装することによって期待されるイノベーションの実態を学習し、及び、そのイノベーションを実現するために、環境保全の効用等の評価に係る専門家諸氏の知見を学ぶことは、単にリーガルマインドの重層化教育の効果を高めるにとどまらず、知識社会の中でグローバルな視点から知の利用に係る信頼関係を維持することに資するものであると考える。知財人材の教育においては、このような社会システム・イノベーションに係る方法論的アプローチが必須のものとなるであろう。

（５）複合リスク管理に係る教育の体系化はなされていない

大学院や学部教育と企業等の実務要請をどのように結びつけるべきかの視点は、いわゆる、学生の出口の議論といわれるものである。仮に、大学等の教育によって知的財産に係る専門知識を優秀な成績で習得した者であっても、各企業等の実務実態に適合する人材を数年かけて組織内部で育成することが通常のキャリア形成過程に組み入れられているとすれば、企業が求めるコア・コンピテンシー（基本的修得能力）は、知的財産に係る専門的知識の習得にあるのではなく、むしろ、契約審査、法律相談、ライセンス実務、裁判実務等に係る知財の複合的なリスク管理の基底を形成するコア・コンピテンシー、つまり、基礎的知識基盤、思考技法、ヒューマンパワーの三要素に体系化できると考えるのが妥当である。そのような能力の習得を目途とした学校教育モデルの試行事例は、知財ワークショップに基づく協働アクティブラーニング等、皆無であるとはいえないが、極めて、少ない²⁰。

学校教育モデルの出口の先に、何らかの組織内教育の機会（企業内教育などの機会）が用意されているのであれば、その機会との連携（リカレント教育を含む連携）を構想する必要があるだろう。しかし、そのような教育の機会が付与されない環境に当該学生がおかれるのであれば、そのような弱者救済の機会を賦与すべきであろう。例えば、複合的なリスク管理の基底を形成するコア・コンピテン

¹⁹ （独）工業所有権情報・研修館、<http://www.inpit.go.jp> [最終アクセス：2015年2月16日]。

²⁰ 著者が担当する大学院及び学部の合同演習（2年間）では、模擬知財クリニックの事例を扱い、協働アクティブラーニングの中で、複数の教員（客員教授を含む）、博士課程インターン、修士課程TA、学部3年、4年次学生、総計40名程度が混在してグループ学習が行われている。学部生及び院生の修得能力としては、基礎的基盤（6系統）、思考技法（7系統）、ヒューマンパワー（8系統）が設計されている。

シーを習得することを必須とし、その上で、知財のアウトリーに係るトピック・ 이슈の知識を付加するような人材育成モデルを導入することが良いと考える。

4. 人材育成グローバル・イニシアティブの提案

知的財産基本法の第3条には、「知的財産の恵沢を享受できる社会」を実現するに資する旨と、並びに、第4条には、「知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業」を促進することに資する旨が併記されている。鑑みるに、近年の10年間は、第1条の「国際競争力の強化」の目的が前面に打ち出され、数十年継続されてきた物財の輸出モデルの中に知的創造循環の構図が組み込まれた。国内では技術革新による多様な「恵沢」が享受できたはずである。今後、その知財の恵沢を他国にも供与すべきであろう。とすれば、物財の輸出モデルに加えて、グローバル・イノベーションモデルを加味した知財システムを編成する必要がある。知財の人材育成についても同様であり、グローバルな視座から育成スキームのイニシアティブを構築する必要があると考える。

(1) これまでの特色ある教育経験を踏まえ、内なるグローバル化を推進する

10年間に投下された労力の蓄積は極めて大きい。教育モデル自体が新たに創成された知的財産であり、その恵沢を日本社会は享受してきたはずである。しかし、それらをグローバル・イノベーションモデルに組入れるには、まずは、国内で展開されている教育モデルのグローバル化を推進する必要がある。グローバル化の本質は、国を越えて、企業を越えて、分野を越えて、組織を越えて、教育モデルの実装を可能にすることである。そのためには、まずは、組織内で構築され運用されている現行の人材育成モデルの状態を観察し意見等の交換をすること（これを内なるグローバル化と称する。）から始める必要がある。そのことを踏まえ、組織と組織の間の交流を可能とする人材教育モデルを制度設計すること（これを外なるグローバル化と称する。）を推し進めることが望ましい。例えば、その第一歩として、関係国の若手教員等が持続的に往来することを目途にした「グローバル・教員インターンシップ制度」を導入し、自らが係わる組織内の人材教育スキームを改善することを提案する。

(2) 産学官連携グローバル・イノベーションの場において人材育成の機会を醸成する

国と国は、国境を隔てるのではなく、互惠関係の下、相互に産学官連携の機会を設け、グローバル・イノベーションの枠組みに基づき、偏在する知財の恵沢を広く享受することを醸成すべきである。産学官の組織内部の意思決定に係る時間間隔が大きく異なるのであれば、予定調和的メカニズムに委ねるのではなく、複数の選択肢の姿を指示して、人材教育の機会を創成することが望まれる。

また、特に、日本の企業内教育モデルは、物財の輸出モデルに合致するように改良改善が積み重ねられてきているはずである。それらの企業内モデルに内在するグローバル化の課題については別の機会に論じるとしても、日本の企業内教育モデルはグローバル・イノベーションの枠組みには不可欠なものであると考える。それゆえ、企業内教育モデルと各種の学校教育モデルとの連携を深める必要がある。実務専門家の意見交換又はスキルアップ研修の場に、大学院生、大学生等の若者を参加させる

「グローバル・創育フォーラム」を構築することを望む。

- (3) 判例データ、知財流通データ等のファクトベースを用いて、複数国の制度理解等を目的とした、複数の教員が協働するアクティブラーニング（能動的学習）を導入する

学校教育の場においては、ダブルディグリー制度や単位互換科目を編成し、複数国の制度理解等を目的とした、複数の教員が協働するアクティブラーニング（能動的学習）を導入することが望ましい。例えば、長年の経験を持っている中国の熟年教員と経験の浅い日本の若手教員とが協働して、数日に及ぶ能動的学習の機会を両国の学生に与える実験的試みは、イノベーションの芽となるであろう。その際、判例データ、知財流通データ等のファクトベースに係る研究と教育の機会を確保するため、複数言語で共有できる「グローバル・知財データベース」を開発し、人材育成の教材プラットフォームを豊かにする必要があると考える。例えば、それらの情報を教育の現場で教材として使う際には、論点の切り出しの調整を行った上で、まずは若手教員が所定時間の座学授業を行い、その後、熟年教員と若手教員がコーディネーターとなって、学生自らが主導するアクティブラーニングによる論点の再設計の機会を設け、最後に、実務専門家が参画した上で熟年教員が主導するアクティブラーニングの機会を組み合わせると良い。

- (4) 知財の戦略的監理能力を育成するスキル・コアを体系化し、専門家諸氏との連携を図り、教材を開発するためのグローバル・コンソーシアムを構築する

戦略的監理能力とは、事前設計、実施管理、予後評価のステージゲートを戦略的に統括する組織能力である。リスク・ガバナンスに係るこの視点をどのように教育するのかについては、教材の選定にとどまらず教育の手法も含めて、教育モデルとしての枠組みは確立しているとは言えない。特定の企業が開発したガバナンスのマニュアルが有用であるのか、あるいは、米国系のビジネススクール等が提唱する手法が適合するのかは、現時点では論評するに十分な知見が得られてはいない。ただし、学校教育モデルと企業内教育モデル等の相互連携を築き上げる必要はあるだろう。仮に、個々の専門家諸氏が自らの経験値をもってして最適な解を知り得ているのであれば、大数の法則の力を借りて、最も尤もらしい解を得るために、まずは、専門家諸氏との連携を図り、教材を開発することを目的とした「グローバル・教材コンソーシアム」を構築することを期待する。

以上

II. 中国の高等教育機関における知的財産人材育成体制の研究

重慶大学 陳 愛華 講師

1. 中国の高等教育機関における知的財産人材育成の歩みを振り返って

中国の高等教育機関[日本の専門学校、短期大学、大学以上に当たる]における知的財産教育は 1980 年代に始まり、これまでに大きく分けて 3 つの重要な時期を経てきた。国の政策が進む中で、知的財産人材育成の歩みは、時代ごとの特色を呈している。

第 1 の重要時期は 1984～1985 年で、この時期は、中国の専利法が公布・実施されて間がなく、専利の出願、管理及び技術移転に関する知的財産の専門的人材確保が急がれた。加えて、高等教育機関は、中国で技術開発を行う主要な拠点の 1 つとされ、1982 年から中国の教育部（当時の国家教育委員会）が 9 期の研修を相次いで開催し、直属の高等教育機関に向けて専利管理者、専利代理人 300 余名を育成するとともに、約 30 名を海外に派遣した。そのうち、大多数は中国の高等教育機関で最初の知的財産の教育、研究、実務に従事する主力となった¹。また、旧国家教育委員会と専利局の承認を経て、30 余か所の高等教育機関の内部に、高等教育機関における研究成果の実用化、保護及び活用を担う専利事務所を設立し、これにより 1,000 名近くの専利代理人及び専利管理者を育成した。これらの専利事務所もまた中国の高等教育機関における知的財産活動の最も早期の拠点となった²。当時、全国の少数の高等教育機関の学部生、短大生のカリキュラムに「専利法」、「工業所有権法」といった単独の選択科目を開設した。知的財産は、まだ 1 つの学科として存在しておらず、教育モデルも一定の体系が構築されていなかったが、知的財産教育という命題は既に人々の視野に入っていた。このような情勢の下、1987 年、まず中国人民大学が知識産権教育研究センターを開設し、知的財産法の専門課程を開設したほか、中国で最も早期の知的財産に関する高等教育機関向けの法学教育教材を出版した（後に、当該センターを基盤として、中国人民大学は、2009 年に知識産権学院を設立）。この時期、知的財産の学科設立は着手されたばかりで、全国的に知的財産教育が普及しておらず、各高等教育機関の法学その他専門の教育関係者、研究者は知的財産に関する教育活動に大々的、積極的に参加してはいなかったが、知的財産教育に対する意識は既に芽生えており、その後の発展のための基盤を固めた。

第 2 の重要時期は 1991～1995 年で、中国と米国は、知的財産の問題をめぐって二国間貿易危機を引き起こし、3 度にわたってハードな交渉が繰り広げられた。しかし、この 3 度の交渉を通じて、中国の一般大衆の間に知的財産に対する認識が高まり、知的財産の大衆における普及の度合いが高まった。同様に、高等教育機関も知的財産をめぐる教育と研究活動の重要性を認識し始め、この期間中、一部の高等教育機関に知的財産に関する教育・研究機関が設立され、学部生、大学院生を対象とした専利法などの知的財産に関する選択科目が開設されるとともに、知的財産コースの学部生、大学院生の育成が重視された。例えば、北京大学は 1993 年に知識産権学院を設立し、知的財産専攻の第二学士号取得を目指す学部生の育成に取り組んでいるほか、民商法の修士課程を設置する学部・学科の下で知的財産コースの修士課程の学生の育成を開始した。1999 年からは、科学技術法の博士課程を設置する学

¹ 陶鑫良「中国の高等教育機関の知的財産教育研究機構及びその人材育成方法」、陶鑫良ほか『中国知的財産人材育成研究』上海大学出版社（2010 年）。

² 陳美章「中国の高等教育機関の知的財産教育と人材育成についての研究」知識産権、第 16 巻第 91 期（2006 年）。

部・学科の下で知的財産コースの博士課程の学生の育成を開始した。また、1995 年、華中科技大学も管理学院に知的財産学部を設立し、知的財産法の第二学士号取得を目指す学部生の育成に取り組んでいる。上海大学も 1994 年、「上海大学知識産権学院」を設立し、知的財産法専攻、知的財産管理専攻の学部生の育成、知的財産法のダブルディグリープログラムを開始し、憲法、行政法、刑法、管理工学、国際貿易の修士課程を設置する学部・学科の下で知的財産コースの修士課程の学生を育成し、社会学分野の管理学学科の下で博士課程学生を育成した。復旦大学も 1995 年、校内各单位[行政、事業体、企業などの職場・所属先]の水平的な連携により、知的財産教育と知的財産の課題をめぐる研究活動を行うための「復旦大学知識産権研究センター」を設立した。この時期において、全国で設立された知的財産に関する教育・研究機関のある高等教育機関は依然少なかったが、以前と比べると、学科の発展整備に大きな進展が見られた。まず、学科の発展という点では、知的財産が法学の二級学科又は管理学の三級学科（小分類の学科課程）に組み入れられ、カリキュラムの設計も以前の一時期に比べてより体系化された。前述の各大学も「専利法」といった 1 つの科目でなく、「著作権法」、「商標法」、「営業秘密法」などの一連の科目へと拡張された。また、教員陣営についても、当時、知的財産分野の教員は、各高等教育機関の専利管理部門、専利事務所で知的財産教育に熱心に取り組む教育者、及び法学専門の教員や研究者の中で知的財産に精通した教育者であったが、その専門分野が単独の法学から管理学、理工科系などへ拡張された。最後に、前述した「知識産権学院」、「知識産権学部」又は「知的財産教育研究センター」などの教育・研究機関の全国数か所の重点高等教育機関における設立が、その後の知的財産教育の大規模な推進に模範的な役割を果たしたことは間違いない。

第 3 の重要時期は 2003～2008 年で、特に中国が世界貿易機構（WTO）に加盟して以来、内需と外圧の下で、知的財産の中国国内における地位と役割は絶えず上昇し続け、高等教育機関の知的財産教育及び研究機関の設立も、より広範囲に広がった。2004 年 11 月、教育部、国家知識産権局は共同で、「關於進一步加強高等学校知識産権工作的若干意見（高等教育機関における知的財産活動の強化に関する若干意見）」（教技[2004]4 号文）（以下、「意見」）を発表した。「意見」の第 4 部には、「知的財産専門人材育成」に関して、次の 4 つの内容が含まれている。「11. 知的財産に関する知識を普及させて、学生と教員の知的財産に関する教養を高める。高等教育機関は「法律の基礎」などの科目の中に知的財産法などに関する内容を追加し、学部生、大学院生向けに単独で知的財産の科目を開設するための環境を整備する。12. 知的財産人材の育成と専門人材の研修を強化する。国のために緊急に必要とされる知的財産涉外人材を提供する。条件の整った高等教育機関は、知的財産人材育成と専門人材の養成を行い、企業や代理機構に向けて第一線の知的財産専門職者を輩出する。国内外の教育機関との協働を含め、複数のチャネル、手段を通じて国内外の知的財産のルールに精通した高度な専門人材の育成に取り組み、知的財産を公費留学の優先的対象専攻分野に据え、国に知的財産の涉外人材を早急に送り込む。13. 知的財産の修士課程を設置する学部・学科を増設する。条件の整った高等教育機関が教育資源を統合し、知的財産法学や知的財産管理学に関わる修士課程・博士課程を設置する学部・学科を設立し、知的財産に関わる学科の地位を引き上げる。知的財産分野の教員と研究人材の育成を強化する。14. 学生の創造力とイノベーション意識を育成する。高等教育機関は、大学院生を中心として学生のイノベーション、発明活動、専利出願を激励、支援する。在学生と発明特許取得者について、学校は相応の奨励を与える、又は奨学金評定の指標として卒業や学位の成績の中に反映させることができる」。教育部、国家知識産権局が共同で発表した、この「意見」は、高等教育機関の知的

財産教育機関の相次ぐ設立、知的財産人材育成に向けた積極的な取り組みを、ある程度けん引、推進した。その後、2008年に国務院が公布した「国家知的財産戦略大綱」第5部の戦略措置において、知的財産人材育成強化に関する内容について、次のように定められた。第59条「部門間の調整体制を構築し、知的財産人材育成を統一的に計画する。国と省の知的財産人材プールと専門人材の情報ネットワークのプラットフォーム構築推進を加速する」。第60条「若干の国家知的財産人材育成拠点を整備する。高水準の知的財産教員人材の整備推進を加速する。知的財産二級学科を設立し、条件の整った高等教育機関に知的財産の修士課程、博士課程を設置する学部・学科を開設する。各級・各種の知的財産専門人材を大々的に育成し、企業が急ぎで必要とする知的財産の管理・代理サービス人材を重点的に育成する」。第61条「育成計画を制定し、党・政府の指導幹部、公務員、企業及び公的機関の管理者、専門技術職者、文学・芸術創作者、教員などを対象とする知的財産研修を幅広く実施する」。第62条「知的財産専門人材の導入、活用及び管理に関わる制度を整備し、人材構造を最適化し、人材の適正な流動を促進する。公務員法の実施を踏まえ、知的財産管理部門の公務員管理制度を充実させる。国の職名制度改革の上位目標に照らして、知的財産人材の専門技術評価体系を構築、整備する」。

政策の力強い後押しを受け、中国各地の高等教育機関の知的財産教育・研究機関は、雨後の筍のように増え始めた。この時期は主として、2004年に同済大学法学院が国家知識産権局、ドイツのマックス・プランク知的財産研究所などの国内外の機関の支援の下で、同済大学知識産権学院を設立したことなどがある。同様に、華東政法大学は、社会の知的財産の管理・保護に当たる複合型人才のニーズに応えるため、法律、管理、科学技術に造詣の深い知的財産人材を育成するため、2013年11月に知識産権学院を設立し、2004年に正式に学生の募集を開始した。この時期に増加した知的財産教育・研究機関は、数十か所に上った。中でも華中科技大学知識産権学院の知的財産学科は、教育部が承認した全国初の学部の知的財産専攻課程でもあり、理工科系の知識を基礎とし、管理・法知識を備えた複合型の知的財産人材の育成を趣旨とする。具体的には、一定の理工科系の基礎知識を備え、また科学技術のイノベーションとその発展のルールを理解し、知的財産の経営、管理、保護の実践的技能を備え、知的財産法の原理と実務の知識に精通し、知的財産の管理・法律業務に従事できる複合型専門人材を育成する。このため、カリキュラム設計において、専利法、商標法、営業秘密法、公正取引法、専利の検索と分析、知的財産権実施許諾、知的財産管理、知的財産評価などの科目の他に、民法総論、物権法学、債権法学、商法学、民事訴訟法、行政法、刑法学、行政訴訟法学などの法学の基礎科目も含まれる。また、大学物理、大学化学、機械図面などの工学系の科目、法学基礎類科目、さらには、企業経営管理、知的財産管理などの管理学の基礎科目も含まれる。

3つの時期の発展を経て、国内の知的財産教育・研究機関は、急速かつ凄まじい発展を遂げた。現在、中国の100か所近くの知的財産教育機構で、1つは「知識産権学院[学部]」又は「知識産権系[学部]」（22か所の高等教育機関に開設）、もう1つは「知識産権センター」（77か所の高等教育機関に開設）という2とおりの名称が用いられているが、これらの名称の間には実質的な違いがない。これらの教育機関の学科設置という視点から、法学コースと管理学コースに分けられる。法学コースは、中国社会科学院知識産権センター、中国人民大学知識産権学院、中南財經法大学知識産権センター（知識産権学院）などで、通常は、民商法、憲法、行政法などの一級学科（大分類の専攻課程）の下に知的財産法コースを設置し、講義においては知的財産を中心として、法学的視点から国の立

法、行政、司法の知識を密接に組み合わせるという特徴を有する。華中科技大学管理学院、同济大学知識産権学院、上海大学知識産権学院、廈門大学公共管理学院は、管理工学・科学、公共管理又は工商管理などの一級学科の下で知的財産管理コースを設け、講義においては法学、経済学、管理学などの内容を織り込んでいる。表-1 に、知的財産教育機構を設置する一部の高等教育機関を列記した。

【表-1】知的財産教育機構が設立された大学

知的財産学部が設立された大学	知的財産研究センターが設立された大学
• 北京大学 知識産権学院（北京）（法学） • 華中科技大学 管理学院 知識産権学部（武漢）（経営学） • 上海大学 知識産権学院（上海）（法学・経営学） • 同済大学 知識産権学院（上海）（法学・経営学） • 南大 知識産権学院（広州）（法学） • 華南理工大學 知識産権学院（広州）（法学） • 華東政法大學 知識産権学院（上海）（法学） • 中南財經政法大學 知識産権学院（武漢）（法学） • 重慶理工大學 知識産権学院（重慶）（法学・経営学） • ……	• 中国社会科学院 知識産権センター（北京）（法学） • 中南財經政法大學 知識産権研究センター（武漢）（法学） • 中国人民大学知識産権教育と研究センター（北京）（法学） • 復旦大学 知識産権研究センター（北京）（法学） • 清華大学 知識産権法研究センター（北京）（法学） • 山東大学 科技法と知識産権センター（済南）（法学） • 西南政法大學 知識産権センター（重慶）（法学） • 西安交通大学 知識産権センター（西安）（法学） • 華中師範大学 知識産権センター（武漢）（法学） • 上海交通大学 知識産権センター（上海）（法学） • 中国政法大学 知識産権所（北京）（法学） • ……

以上より、現在、知的財産の研究においても、法学的視点からの研究、理工学的視点からの研究、そして管理学的視点からの研究の 3 種類に分かれており、理工科系を背景とし、法学を基礎とし、管理学を重点とする中国の知的財産教育の構図が形成されている。近年、これらの知識産権学院、教育研究センターは、単独で教育研究に取り組むほか、所在する高等教育機関の法学院（所在の高等教育機関の法学院と本来同じクラスで異なる看板を掲げる機構、また法学院に附属する）と共同で教育・研究を行っている。また、当地の知識産権局の支援を得て、関連プロジェクトの任務を担っている。その中には、教育部、国家知識産権局及び最高人民法院の教育研究拠点、戦略実施拠点として機能する高等教育機関もある。例えば、中南財經政法大學知識産権研究センターは、教育部が設置した人文社会科学の重点研究拠点であり、北京大学知識産権学院、同済大学知識産権学院など 4 か所の教育機関は、国家知的財産戦略実施研究拠点などになっている。現在の全国の高等教育機関にある知的財産研究拠点のリストは、表-2 に示すとおりである。

30 年近くにわたる歩みを経て、中国の高等教育機関の知的財産教育・研究機関はかなりの規模に達し、訓練を積んだ専門の教員チームが次々と集まっており、現在もなお、高等教育機関における知的財産の学科の地位を高める多大な努力が必要とされているとはいえ、垂直方向の比較にせよ、水平方向の比較にせよ、中国の高等教育機関における知的財産教育は、カリキュラムの設計、学科の整備及び研究の成果のいずれに関しても顕著な成果を収めている。中国の高等教育機関における知的財産の学位教育[学位取得のための教育]をめぐる状況を次に紹介する。

【表-2】全国の知的財産研究拠点

	拠点所属教育機構
教育部人文社会科学重点研究拠点	中南財經政法大学知識産権研究センター（2004）
国家知的財産戦略実施研究拠点	北京大学知識産権学院（2010）
	中南財經政法大学知識産権学院（2010）
	同済大学知識産権学院（2011）
	天津大学経済管理学院（2012）
知的財産の司法保護理論研究拠点	北京大学知識産権学院（2010）
	中国人民大学知識産権学院（2010 年）
	華東政法大学知識産権学院（2010 年）
	西南政法大学知識産権学院（2010 年）
	深圳大学知識産権研究センター（2010 年）
国際版權研究拠点	中南財經政法大学知識産権研究センター（2012）
国家知識産権局が設立した省・市の知的財産研修拠点	湖南大学知識産権研究院（2009）
	煙台大学山東省知識産権研究院（2010）
	同済大学知識産権学院（2010）
	中南財經政法大学知識産権学院（2010）
	中国科技大学（2010）
	華南理工大学知識産権学院（2010）
	重慶理工大学重慶知識産権学院（2010）
	南京工業大学（2010）
	西北大学（2011）
	東北林業大学（2011）
	新疆大学（2011 年）
	鄭州大学知識産権研究センター（2012）
	江蘇大学知識産権研究センター（2012）
	広州金融学院（2012）

資料の出所：陶鑫良「中国の高等教育機関における知的財産教育と人材育成」（2013）筆者作成

2. 中国の高等教育機関における知的財産教育の現状と問題

中国の高等教育機関は、科学研究活動の主要な拠点であり、国内で最も早期の 30 余か所の専利事務所も各高等教育機関内に設置され、高等教育機関の研究開発の成果の実用化のための足場となっている。そのため、中国の高等教育機関は、知的財産に最も早い段階で触れた窓口の 1 つといえる。2005 年から 2009 年までの統計済みの専利公報に公開された専利出願件数を見ると、高等教育機関による出願件数は、出願総数の 10%前後を占め、毎年の上昇曲線は、全体の漸増曲線とほぼ一致している。そのため、中国の高等教育機関による専利出願件数は、比較的安定した漸増状態にあることが分かる。また、大部分は高等教育機関が単独で出願したものだが、共同出願（高等教育機関間の共同出願、高等教育機関と企業の共同出願）の数も年々増加している。教育部科学技術発展センターの統計データによると、2010～2011 年に付与された専利のうち、浙江大学は 1,062 件で、2011 年末までの専利の所有件数は 4,407 件に上り、高等教育機関ではトップで、その次に、清華大学、上海交通大学が続く。以上のデータを通じて、中国の大規模の高等教育機関の知的財産権、とりわけ専利出願に対する重視の度合いが見てとれる。その主な原因として、次の 2 つが考えられる。第 1 に、中国の高等教育機関には、研究活動の主要な拠点として多くの国家レベルの実験室と実験拠点が置かれており、これらの実験室と実験拠点は、自ずとその研究開発の成果（特に自然科学系の成果）について専利を出願し、保護を得ようとする。第 2 に、高等教育機関の成果評価システムにおける専利の出願件数及び取得件

数は、学術論文の発表と同等で、当該研究者の産出効果又は研究費の使用効率を代表するものであり、プロジェクト申請、職級の届出、及び業績評価の主なよりどころでもあるため、高等教育機関の研究者はそれを重視し、積極的に専利を出願する傾向がある。また、大規模の各高等教育機関内にある校弁産業[学校が経営する会社]は、その研究成果を実用化するための理想的な足場を提供しており、例えば、北京大学の方正集団、清華大学の同方股分有限公司などは、企業収益が 100 億元を超える。その一方で、高等教育機関による専利出願の目的は、その出願又は取得の件数を重視するといった形式的なものにとどまっており、取得した権利の質及びそれを実際に活用して利益に換えられるか否かについては、実際にあまり問われない。

このように、高等教育機関の専利出願をめぐる「形式を重んじ、実質を軽んじる」、「量を重んじ、質を軽んじる」という姿勢には、中国の大多数の企業の知的財産への向き合い方が、かなり反映されている。関連調査によると、企業の専利出願の動機は様々である。例えば、ハイテク企業の登記申請が成功すれば、企業は納税や人材導入などの面で好ましい優遇政策を得られるが、ハイテク企業に認定されるための必要条件は、独自の知的財産権を一定数有していることであるため、ハイテク企業の登記申請を主要目的として専利を出願する企業もある。また、専利を出願すれば、国や地方政府から様々な補助が受けられる。例えば、西安高新区管理委員会は、専利出願補助弁法を公布し、国外で特許を取得した企業に対して 1 件につき 3 万元、国内段階に移行された PCT 出願に対して 2 万元、国内の専利について 1 件につき 3,000 元の資金援助をそれぞれ支給している。そのため、政府の資金援助取得も、企業が専利取得を目指す目的の 1 つとなっている。

こうした背景により、中国の専利出願件数は、年間 15% のペースで増加している。2013 年の統計データによると、中国の専利出願件数は 237 万件に上り、そのうち、発明特許の出願件数は 82 万 5,000 件³、件数では世界第 1 位である。ただし、専利の質、企業の知的財産の活用意識、知的財産の管理、代理サービス職員の専門性、一般大衆の知的財産に対する認識に関しては、まだ改善の余地が大きいと、中国は知的財産教育の強化に力を注ぐ必要がある。

現在、中国の知的財産教育は、主に専門教育と一般教育の 2 種類に分かれている。一方で、中国の高等教育機関における知的財産の学位教育は、主として知的財産専攻又は専攻コースの学部生、大学院生に向けた専門教育モデルをさす。続いて、中国における知的財産人材の位置づけを分析した上で、学部教育と大学院生教育の 2 つの面から知的財産教育の現状を分析する。

(1) 知的財産人材の位置づけ

米国は、知的財産人材の位置づけについて、専門人材に重点を置いている。好ましい知的財産の一般教育と啓蒙教育を基盤として、米国の高等教育機関の知的財産教育は、その多くが職業教育であって、教養教育ではない⁴。そのため、他の法学分野と同じく、米国の学士課程には知的財産専攻は開設されておらず、通常は大学の 4 年間の学士課程を修了して学士号を取得した後、初めて知的財産法などの専門知識を習得する課程へ進む資格を得る。米国の高等教育機関における知的財産専攻の学生

³ 中華人民共和国国家知識産権局の統計情報 <http://www.sipo.gov.cn/ghfzs/zltjjb/jianbao/year2013/a/a2.html> [最終アクセス：2015 年 3 月 4 日]

⁴ 曾培芳ほか「中米知的財産人材育成モデル比較研究」科学技術の進歩と対策、第 25 巻第 12 期、227～230 頁、(2008 年)。

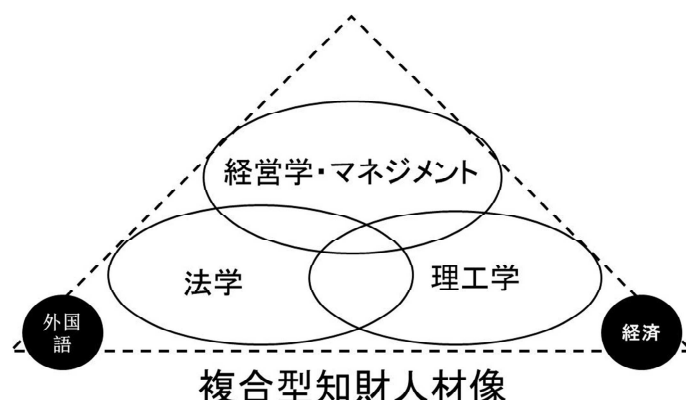
が複数専門分野のバックグラウンドを有するもの、正にそのためである。また、米国の高等教育機関における知的財産人材育成は、専門性のある複合型人才の育成という明確な目標がある。

それと比較すると、日本の知的財産人材に対する定義は広義である。日本は、知的財産人材を「知的財産専門人材」、「知的財産の創造、管理人材」、「その他の知的財産人材」に分けている。「知的財産専門人材」は、知的財産の保護と活用に関与する人材、「知的財産の創造、管理人材」は、知的財産を創造する人材、及び知的財産を経営活動に活用する人材である。「その他の知的財産人材」は、知的財産の基本的知識を備えた人材と知的財産の未来を創造し得る人材である⁵。

中国の知的財産戦略における知的財産人材は、主に知的財産の創造、活用、保護及び管理の各側面で必要とされる各種人材を指す。現在の国内知的財産人材の分類によると、研究型人才と実務型人才の2大分類に分かれる。研究型人才には主として、(1) 知的財産人材育成・養成を担当する教員、(2) 知的財産の制度設計と理論研究の人材が含まれる。また、実務型人才には、(3) 企業と研究機関の知的財産経営管理人材、(4) 知的財産に関わる司法裁判人材、(5) 知的財産に関わる行政管理と法執行人材及び(6) 知的財産の代理サービス専門人材⁶が含まれる。これら以外にも、非技術型法律人材、技術型法律人材、管理型人材及び教育型人材⁷に分ける学者もある。知的財産は、複数の学科の専門に跨っており、法律、科学技術、経済、管理、文化などの複数の学科に関わるため、知的財産人材育成について、このような複合型という特徴が強調され、高く幅広い適応性が求められる。

総じていうと、知的財産人材に対する統一的認識は、高い資質・能力及び複合型の力を備えた人材を必要とすることであり、知的財産人材の基本的な資質・能力に対する要求として、各分野の技術的課題に対する解読能力、法知識の活用能力だけでなく、知的財産を企業の利益に転換する際の管理、活用能力も含まれる。また、知的財産人材は、高いレベルの外国語運用能力が必要な場合が多く、外国語の特許文献を閲読できなければならない。むろん、最も重要な点は、知的財産人材の育成が実践と密接に関わる形で行われることであるが、高等教育機関における知的財産人材育成が難しいとされる点が正にここにある(図-1のとおり)。

【図-1】企業向けの知財(専門)人材像



⁵ 日本内閣知的財産戦略本部「知的財産人材育成総合戦略」(2006年)。

⁶ 鄭勝利「中国の高等教育機関における知的財産専門人材教育について-『国家知識産権戦略実施綱要』の思考」中国の発明と特許、2008年第8期、15～18頁。

⁷ 馮曉青「中国の高等教育機関における知的財産人材育成の若干の重要な問題から模索まで-中国政法大学における知的財産人材育成を考察対象として」馮曉青ほか『中国知的財産人材育成研究』上海大学出版社(2010年)。

（２） 知的財産の学部教育

知的財産の学部教育は、当初第二学士号からスタートされた。現在、中国の複数の高等教育機関が積極的に学部の知的財産専攻の申請を進めているが、専門の設置、人材の学科背景、学科の位置づけ、育成方法、いずれにしても統一されたモデルが形作られておらず、各高等教育機関の教育に置かれる重点もそれぞれ異なり、教育界でも高等教育機関が知的財産を学部教育において取り組む実行可能性について掘り下げた討論が行われた。世界にも先例がないため、中国の知的財産の学部教育は、全くの手探り段階にある。現状から、高等教育機関による知的財産専攻の学部教育のモデルとしては、次の２種類がある。

（i）四年制の学部教育モデル：

総じていうと、四年制の一般学部教育の学生は、主に理工科系出身の高卒生から選抜されており、２種類に大別される。一種類は、知的財産法の専攻コースで、理工科系出身の学生に対して知的財産法に関する専門教育を行う。主として、法律専攻を軸とするカリキュラムを基礎とし、知的財産に関する法体系を重点とするカリキュラムを実施する。例えば、上海大学知識産権学院は、1994 年から法学専門（知的財産法コース）の学部生の募集を開始した。もう一種類は、学際的な複合型人材の育成を目的とし、教育において著作権法、専利法、経済法、民法、刑法、訴訟法などの法律系の科目以外に、専利検索などの知的財産に関する科目、及び科学・科学技術管理、工業設計、生物工学などの科学技術系の科目、及び企業経営管理、知的財産管理などの管理系の基礎科目が大幅に増やされる。華東政法大学知識産権学院の四年制の学部育成モデルは、その一例である。

（ii）ダブルディグリー「3+2」教育モデル：

複合型人材の育成を目標とし、一部の高等教育機関は、ダブルディグリー「3+2」モデルを開始した。このタイプの育成モデルは、主に２つの段階に分かれる。第１段階である「3」とは、理工科系の１年生から３年生までの学部の期間又は３年間の理工科系の短大での学習期間、短大の卒業証明書の取得を指す。第２段階である「2」とは、知的財産のダブルディグリーの２年間、又は２年間の知的財産の学習を経た知的財産の学士号取得を指す。理工科系での学部又は短大での３年間の学習の後、優秀な学生又は短大の卒業資格を得た学生は、２年間の体系的な知的財産法律、知的財産管理、経済などの知識を習得し、ダブルディグリー又は学士号を取得する。当然ながら、知的財産のダブルディグリーを専攻する学生は、４年目に理工科系の４年生のカリキュラムを同時に履修しなければダブルディグリーを取得することができない。例えば、華南理工大学が 2000 年に開設した知的財産法「3+2」モデルでは、理工科系専攻の在学生のうち、前の３年間の総合成績がクラスで上位 15%以内に入る学生を選抜し、学生本人の申請、学校の同意・確認を得た後、学生は試験を受けて知識産権学院に入り、更に２年間の学業を積む。成績が合格基準に達した学生は、２つの専攻、２つの学士号を取得する形で卒業する。また、重慶（理工大学）の知識産権学院では、重慶市の「短大から学部へ」の規定を基に、重慶市の理工科系の短大生を募集し、２年間の知的財産教育を行う。特に、専利管理関連の知識について、成績が基準に達した学生は、学士号を取得できる。

当然ながら、以上の２種類以外にも様々な形式で知的財産の特色ある専門プログラムが実施されて

いる。各地の高等教育機関の状況はそれぞれ異なり、加えて範囲が狭く一般的でないこともあり、本報告においては、これ以上の言及は避けることとするが、各地の高等教育機関が各種のモデルの中で行われている様々な試みも、現在の高等教育機関における知的財産の学部教育の模索の現状を反映しているといえる。下表-3 では、教育部が承認した学部の知的財産専攻設置校を列記している。

【表-3】教育部により批准された大学知財学部名簿(一部)

	大学名称	学内教育機構	専攻番号及び名称	批准時間	修了期限	授与学位
1	華東政法学院	知識産権学院	030103S 知識産権	2003 年	4 年	法学
2	華南理工大学	知識産権学院	030103S 知識産権	2004 年	4 年	法学
3	暨南大学	知識産権学院	030103S 知識産権	2005 年	4 年	法学
4	重慶理工大学	知識産権学院	030103S 知識産権	2005 年	4 年	法学
5	中国計量学院	知識産権学院/法学院	030103S 知識産権	2005 年	4 年	法学
6	杭州師範大学	知識産権研究所	030103S 知識産権	2006 年	4 年	法学
7	浙江工業大学	知識産権専攻	030103S 知識産権	2007 年	4 年	法学
8	浙江工商大学	知識産権研究所	030103S 知識産権	2009 年	4 年	法学

知的財産の学部教育の問題点

高等教育機関が、学部において知的財産教育を正式に開始して、10 年以上経過した。しかし、現在の実施状況から見て、設定された育成目標を完全には達成できていない。最も際立った問題は、育成目標とカリキュラム設置の問題である。国家が、現在最も緊急に必要とする知的財産人材の資質・能力に係る要求に照らすと、専門的な複合型人材の育成は、その主要目標である。このため、カリキュラムの設計においては、単に法律を学ぶだけでなく、経済、管理を学び、必須である理工科系の基礎知識を把握しなければならない。例えば、学生がこれらの知識を十分に消化吸収できるかどうかについて、教育界に「高等教育機関の教育は、専門型人材を育成すべきか、総合型人材を育成すべきか」という重大な問題提起がなされている。高等教育の基礎である学部教育は、基礎が深く、幅が広いリベラルアーツ教育であるべきであり、専門教育を細分化するのは望ましくないという教育関係者もいる⁸。知的財産自体、学際的な特性があり、知的財産法、知的財産管理を学ぶにしても、法学と管理学の基礎知識を切り離すことはできず、同じように理工科系の知識も必要となる。こうした各分野の知識を身につけようとする場合、学部の 4 年間（「短大から学部へ」、ダブルディグリーの 5 年間）の教育において、学生の学習に係る負担は、大きく増加するであろう。結局のところ、自然科学の知識を体系的に把握できないだけでなく、法学と管理学の基礎知識の習得もままならない。「高楼、万丈にして平地に起つ」といわれるように、「この不完全な知識構造は、学生が継続的に学習する能力に深刻な影響を及ぼし、また、就職の競争力と潜在的な成長力にも影響を及ぼす。このような教育は、社会における職業訓練と全く区別がなく、その効果は職業訓練に及ばない可能性さえもある。なぜなら、職業訓練に参加する人は、往々にして良い専門的バックグラウンドと一定の実践経験を備えているが、中国の学部教育における育成の対象は、いかなる実践経験も持たず、他の専攻のバックグラウンドも有さない。」⁹。

また、現在の学部の知的財産専攻の卒業生の就業状況は、決して楽観視できるものではない。各高

⁸ 鄧社明「中国の知的財産人材育成の現状と提言に関して」鄧社明ほか『中国知的財産人材育成研究』上海大学出版社（2010 年）。

⁹ 張玉敏「高等教育機関の学位取得のための教育における知的財産人材育成に関する幾つかの問題」西南知識財産網 <http://www.xinanipr.com/partner/show/22.aspx> [最終アクセス：2015 年 2 月 9 日]。

等教育機関の知識産権学院が相次いで設立され、毎年輩出される知的財産専攻の卒業生も増えてきている。しかし、基本的には、法学専攻の知的財産に関する学部生と大学院生の育成であり、その教育内容の多くは、法律系のカリキュラムで、実際のニーズにそぐわない。そのため、中国の知的財産人材（特に、企業の知的財産管理人材と代理サービス人材）は、依然として深刻な不足の状況が続いている。以前企業から、「大学は企業が本当に必要とする人材を育てていない」という声が上がったことがある。事実、知的財産専攻は、2014 年の中国教育部高等教育司が公布した最も就職が困難とされる専攻の 1 つに掲げられている。学部における知的財産専攻の開設が盛り上がりを見せる一方で、卒業生は「引く手あまたの人材」とはなっていない。

このような現実に対し、学部の知的財産専攻教育は、スリム化すべきだとの意見がある一方で、学部段階で知的財産専攻を設置すべきでないとの意見もある¹⁰。その理由は、第 1 に、中国で設置されている知的財産教育機構の育成方針に照らすと、大量な学部の知的財産法学専攻の卒業生の育成となっており、知的財産管理人材を求める企業のニーズを満たしていない。そのため、学部の知的財産法学の教育は、適度に抑制されるべきである。第 2 に、米国、イギリス、ドイツなどの先進国では、知的財産教育は、法学と同様で、専門教育か職業教育に属している。米国においては、4 年間の学士課程を修了し、学士号を取得しなければ、知的財産のカリキュラムに進むことができない。こうして、学生の多様な専攻バックグラウンドが保証されるとともに、育成目標も一層明確となる。当然ながら、その前提条件は、よりよい知的財産の啓蒙教育と基礎教育を受けることである。2006 年、呉漢東教授は、知的財産法を高等教育機関のリベラルアーツ教育の課程に組み入れることを提言した。呉教授はまた、国内の著名な知的財産の専門家 40 名と連名で、「中国の知的財産人材育成に関する提言書」を提出し、知的財産の内容を大学院生、学部生、短大生の教養課程の一部に組み入れて、知的財産に関する科目を理工科系、文科系の各専攻の必修科目にすることを提案した。しかし現在、リベラルアーツ教育は、目立って普及には至っておらず、高等教育機関の学生の多くは、「知的財産」は何を学ぶ科目なのかさえ分かっていない。

（3）知的財産の大学院生教育

中国の高等教育体系において、知的財産は、いまだ独立した学科とはなっておらず、法学又は管理学という一級学科の下に帰属する二級学科、三級学科の地位¹¹に置かれ、単独で知的財産の修士課程、博士課程を設置する学部・学科はない。2004 年、教育部が公布した[2004]4 号文書（詳細内容は前文を参照）において、「知的財産専攻の修士課程を設置する学部・学科を増設する。条件の整った高等教育機関が教育資源を整合し、知的財産法学又は知的財産管理に関する修士課程、博士課程を設置する学部・学科を開設し、知的財産の学科の地位を引き上げる。知的財産を担当する教員と研究者の育成を強化する」ことが明確に掲げられた。また、2008 年に国務院が公布した「国家知的財産戦略綱要」の戦略実施部分においても「若干の国家知的財産人材育成拠点を整備する。知的財産教育を担当

¹⁰ 張玉敏「高等教育機関の知的財産人材育成における位置づけ」張玉敏ほか『中国知的財産人材育成研究』上海大学出版社（2010 年）。

¹¹ 中国の教育体系において、知的財産コースには、三級学科に属する民商法、憲法、経済法、行政法が増設されている。ただし、一級の法学学科の学位を取得できる高等教育機関は、一級学科の下に知的財産法類の二級学科とその学位を取得できる学部を設けることができる。管理学については、管理科学と管理工学、工商管理、公共管理などの二級学科の下に知的財産コースが設立されている。

する高水準の教員の育成を推進する。知的財産の二級学科を開設し、条件の整った高等教育機関による知的財産の修士課程、博士課程を設置する学部・学科の設立を支援する」ことを掲げた。これらの文書の公布から10年以上が経過したが、この主要戦略目標の達成には、なお引き続き努力を要する。そのため、中国の知的財産は、法学の分野において、通常は民商法、憲法、行政法及び経済法など、既存の二級学科の修士課程、博士課程を設置する学部・学科の下に「知的財産の研究コース」を増設する場合が多い。同様に、管理科学、管理工学、工商管理などの管理学の分野の下に「知的財産管理の研究コース」が設置されている。中国の知的財産の具体的な大学院生教育モデルは、主に次の幾つかの種類がある。

(i) 知的財産法専攻の修士課程・博士課程教育モデル

主に学部で法律を専攻した学生を対象として、それを基盤とした、「専利法」、「商標法」、「著作権法」、「反不正当竞争法[不正競争防止法]」などの知的財産関連法制度の活用の学習、法理論の研究を行う。目下、国務院学位委員会への届出を経ている中国社会科学院大学院、中南財經政法大学知識産権学院、西南政法大学法学院知識産権研究センター、中国人民大学法学院知識産権研究センター、華東政法大学知識産権学院などのように、法学の一級学科の学位を取得できる高等教育機関においては、通常、一級学科の下に知的財産法の二級学科が設けられている。

(ii) 知的財産管理専攻の修士課程・博士課程教育モデル

知的財産管理人材は、中国の高等教育機関における知的財産人材育成の重点対象である。法学と同じく、管理学領域の一級学科の学位を取得できる学部・学科を有する高等教育機関は、国務院学位委員会への届出を経て、知的財産管理類の二級学科とその学位を取得できる学部・学科を設置することができる。例えば、華中科技大学管理学院知識産権学部は、長年にわたって工商管理一級学科の下で、知的財産コースの修士課程及び博士課程の学生を育成している。同済大学知識産権学院は、2003年から一級学科「管理科学と管理工学」の下で知的財産と知識管理の博士課程の学生を募集している。厦門大学公共管理学院は一級学科「公共管理」の下に、「知的財産と出版管理」コースを設置した。上海大学知識産権学院でもかつて一級学科「管理科学と管理工学」の下に「知的財産管理」コースが設置されている。総じていうと、商学院[ビジネススクール]又は管理学院において、管理学科の下に知的財産管理類二級学科を設ける高等教育機関は少なく、昨今、企業の知的財産管理人材に対する逼迫した需要とは全く相容れない。

(iii) 知的財産法律修士(JM)教育モデル

この類の育成モデルは、学部で法学を専攻していない学生、又は特定条件下の法学専攻の学生を対象とし、知的財産法コースの修士課程で、より深く学ぶものである。知的財産人材そのものの資質に対する要求は、学際的で、複合型人才であるため、これらの学部生の専攻の多様化、着実な基礎専攻の基盤により、その専攻の特長を存分に発揮できる。そのため、この類の知的財産人材育成モデルは、最も緊急に必要とされる複合型人才の育成のための重要なチャネルの1つと考えてよい。教育部は、既に中国社会科学院、中南財經政法大学、北京大学、中国人民大学などの高等教育機関・研究機関の「知的財産法律修士」学位授与の資格を承認している。

(iv) 知的財産に関する MBA・EMBA プログラムの教育モデル

この他に、社会人向けの MBA (Master of Business Administration ; 経営学修士)、EMBA (Executive MBA) プログラムの教育モデルは、知的財産法律修士と同じく、その育成対象が着実に専門知識を習得しており、加えて学習の目的が明確であることから、専攻が複数の、実務型人材、複合型人材の育成にとって有利である。現在、この方式は、まだ模索段階ではあるが、実践を重視する知的財産教育は、将来的に実務型人材育成の主要な手段の 1 つとなる可能性がある。目下、暨南大学知識産権学院、上海財経商学院が、知的財産管理コースの EMBA の学生募集を開始している。

(v) 学士・修士一貫課程の「4+3」モデル

このタイプの教育モデルも 2 つの段階に分かれる。第 1 段階は、大学の学部 4 年間で、学生は工業・工学専攻のカリキュラムに沿って学び、理工科系の基礎知識を習得する。第 2 段階は、3 年間の修士課程で、知的財産法又は管理コースを専攻し、学部の理工科系の知識の基礎を備えた上で、知的財産管理、法律、経済などの知識をより体系的に学ぶ。なお、大学学部の 3 年、4 年は、学校の優秀者選抜、学生の自発的な申請の原則に従って、学部の理工科系の大学 3 年生、4 年生の学習課程を、全て終えたとともに、法学の 2 学科の学習も終えるという点を説明しておく必要がある。大学院生の段階では、知的財産法をより深く学ぶ。近年、上海大学は、モデル事業を開始し、この類の学生 20 名前後を毎年募集しており、現時点で 100 名近くの理工科系出身の知的財産法専攻の大学院生を輩出し、就職率も高い¹²。

(vi) 大学院生教育に存在する問題点

知的財産の大学院生教育は、現時点で比較的成功を収めているが、次の点において幾つかの問題が見られる。

第 1 に、複合型人材の教員が欠如し、複合型人材育成の要請に十分に答えられていない。高等教育機関の教員の多くは、単一の専門の研究と教育に従事していることが多く、学際的学問分野を背景に持つ教員が非常に少ないため、実際の教育活動においては、分野の異なる教員がそれぞれ単一分野の科目を担当することが多い。分野の幅が広いため、教員間の交流が少なく、複合型学習の目標別の立場から思慮できないほか、学生が各分野の関連性の把握が困難となり、最終的に単一分野の断片的な知識しか得られず、複合型人材のニーズに応えられない。

第 2 に、研究型人才と実務型人材の育成モデルが区分されていない。前に分析したように、知的財産人材は、研究型人才と実務型人材に分けられ、更にそれらを細分化することもできる（前文を参照）。しかし、現在の育成方法で講じられているのは「画一的」な方法で、異なるタイプの知的財産人材を分類した上での育成は、行われておらず、各高等教育機関の具体的な科目設置に多少の違いがあるとはいえ、総じていうと、研究型人才と実務型人材は実際の区分がなされていない。

第 3 に、授業は教室での講義と理論の伝授が中心で、実践が明らかに不足している。知的財産制度の環境、管理方法は、時間とともに変化する。さらに、具体的な制度の適用と操作も実際の「実習」を通じてはじめてその意味を理解できる。そのため、知的財産は、実践と密接に結びついた、時代の変化に対応すべき科目であるといえる。しかし、実際、教員の負荷の高い教育、研究のノルマによ

¹² 陶、前掲注 (1)。

り、通常、教室での講義が主な教育方式になってしまう場合が多い。理論の伝授が主な教育内容であるため、往々にして現実世界の変化について行けず、学生は実践力が著しく欠如したまま、実際に自分の職場に立ったときに困惑と不安を感じてしまう。

第4に、企業や実務部門との提携の機会が少ない。教育において実践が欠如している一方で、高等教育機関と企業、実務部門が研究プロジェクトに関して様々な提携を行っているにもかかわらず、教育においては、類似の提携がほとんど見られない。現在、産官学連携が唱えられてはいるものの、多くは表面的な提携にとどまっており、高等教育機関と企業、実務部門の間での深く、長く、安定した提携を保障するための体制が不足している。

（4）社会環境から引き起こされた知的財産の教育をめぐる問題

以上の高等教育機関の知的財産をめぐる学部教育と大学院生教育の問題点を除いて、次の4つの問題は、現在の社会環境によって引き起こされたものである。本文でも、ここで若干の分析を行う。

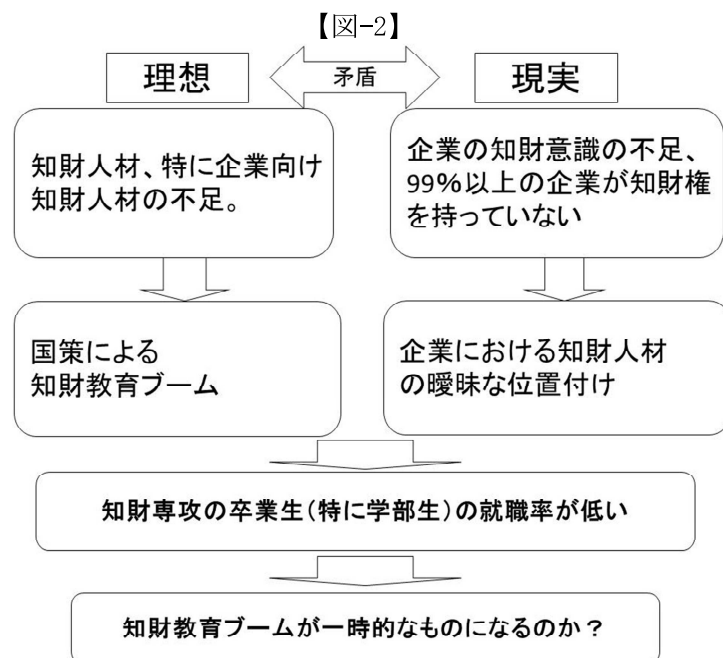
第1に、知的財産専攻に「ふさわしい地位が見当たらない」。知的財産コースは、法学系や管理学系の学科に設けられた二級学科、三級学科であるため、完全に独立した学科としての地位がない。近年、国は政府主導で関連規定を定め、条件の整った高等教育機関が国务院学位委員会への届出を経て、法学又は管理学の下で、知的財産コースの二級学科の設置を促した。ただ、このような動きは、限られた範囲にとどまり、政策の具現化を待つ必要がある。特に、管理学の分野において、知的財産コースを設ける高等教育機関は、まだ僅かであるため、企業の管理型人材のニーズに応えられていない。

第2に、教育方針の認識に齟齬がある。知的財産は、発明、技術革新と密接な関わりがあるため、当初、高等教育機関において専利代理事務所が設置された目的も、高等教育機関の研究成果を実用化することであった。そのため、以前は技術に熟練し、一定の理工科系の背景を持っていることが、知的財産人材を育成するための重要な条件であった。一般的に、知的財産人材育成とは、理工科系出身の学生を対象とした、更に知的財産法学の教育を施すことと考えられていたが、時代の移り変わりとともに、知的財産は、様々な業界に浸透しつつあり、中でも文化産業は、知的財産をめぐる紛争が最も頻繁に発生する業界の1つである。そのため、知的財産人材育成において、その専攻背景について多様化を求め、理工科系背景だけが強調されなくなっている。

第3に、需要と供給の食い違いがある。国务院が発表した「国家知識産権戦略綱要」によると、不足の状態が最も顕著に見られるのは、企業の知的財産管理人材と代理サービス人材である。しかし、実際の知的財産教育体系において、知的財産教育は、今なお法学院又は法学科に依存しているため、主な育成対象は法学の人材で、管理学の人材が不足している。

第4に、理想と現実とのギャップがある。先進国の現状を見ると、企業や研究機関に勤務する知的財産専門職員の比率は、研究開発者の1～4%となり、中国において、2020年までに企業が喫緊に必要な知的財産管理人材は、10～13万人である。そのため、「国家知識産権発展綱要」において、企業の知的財産管理人材と代理サービス人材の育成に注力するという方針が掲げられた。政策主導により、2004年から2008年の間、中国の高等教育機関では未曾有の知的財産ブームが巻き起こり、各高等教育機関に知識産権学院が相次いで設置され、学部の知的財産専攻も大々的に開設され始めた。卒業生の

社会への進出に伴い、厳しい就職情勢が確実にこのブームの熱を冷ましていった。事実、一部のハイテク企業を除き、ほとんどの企業には、依然として知的財産を重視する意識が欠けている。調査によると、中国の99%の企業は、独自の知的財産を持たない。また、「2012年の一定規模以上の工業系企業の専利活動と経済利益の状況に関する報告」によると、一定規模以上の企業34万4,000社のうち、研究開発活動に取り組んでいる企業は、4万7,204社で、独自の知的財産を有する企業は、4万1,927社である。しかし、研究開発活動に取り組みつ、独自の知的財産を有する企業は、僅か2万1,538社で、知的財産活動と研究開発活動との間にずれがあることが分かる。企業に知的財産を重視する意識が欠けているため、知的財産人材に実力を発揮する機会を十分に提供できず、もともと実践と密接に関わり、時代の変化に対応していく必要があるこれらの学生は、適時に職業指導が得られず、就職難に遭遇したとき、又はキャリアアップの妨げになることが分かると、自ずと転職に走るため、これにより知的財産専攻の卒業生（特に学部生）の就職方向が制限される（図-2）。

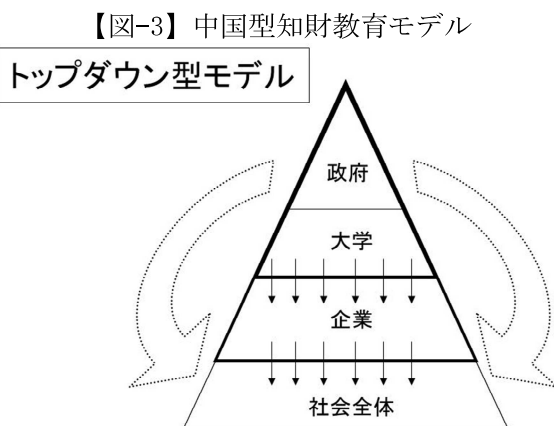


他の先進国に比べて、中国の知的財産教育は、ある程度トップダウン式の推進モデルとなっており、政府が知的財産教育を進める中で主導的な役割を果たしている。1980年代、中国政府は知的財産の重要性を認識し、まず、知的財産法の制定を進めるとともに、高等教育機関でも研究成果を実用化するための専利事務所を設立した。その後、外圧・内需の中で、政府は高等教育機関における知的財産教育を推進する以外に、政府自ら計画した知的財産教育に取り組んだ。例えば、国、各地方の知識産権局が大量の企業・事業単位、高等教育機関、行政機関の在職者の研修を担うほか、教材作成などの活動に取り組んだ。

政府主導の下、高等教育機関は、まず政府の政策に応じて、知的財産人材育成の重要な拠点となり、知的財産教育の主力となった。これまでに100か所弱の高等教育機関が、知的財産教育機構を設置し、知的財産専攻を設置する高等教育機関は、200か所以上に上る。博士課程を設置する学部・学科のある高等教育機関は、10余か所であるほか、国家レベル（省・部レベル）の知的財産研究拠点、戦

略実施拠点は、20 余か所存在する。

しかし、政府、高等教育機関に比べて、企業と社会の政策の浸透は、相対的に遅れている。上述のように、一部のハイテク企業を除き、大部分の企業は、知的財産を重視する意識が欠けている。特に経営者の経営活動における配慮の多くは、製品、市場、利益、収益などであり、それらにおいて知的財産の要素が果たす積極的な推進の役割が見過ごされている。さらに、知的財産経営に取り組む企業はまれである。しかしながら、この状況は、次第に変化しつつあり、2014 年にトムソン・ロイター社が評定した世界のイノベーション企業 100 社の中に、中国企業（華為（ファーウェイ））が初めてランクインした。評定においては、企業が有する知的財産の数、質、影響力が重要な評価指標となった¹³。また、一般公衆の知的財産に対する認識も次第に高まり、最近の「淘宝[タオバオ、オンラインショッピングサイトの 1 社]と工商局の紛争」、「王老吉と加多宝[いずれも「涼茶」という、薬草の入った漢民族伝統の飲み物を販売する飲料メーカ]の紛争」といった事件の露出が一般公衆の熱い議論を巻き起こした。そのため、知的財産教育のトップダウン式の推進は、壮大な事業であり、長期的なプロセスとして理解できる（図-3）。



3. 知的財産人材育成体制改革に関する提言

現在の中国の知的財産人材育成体制に見られる問題について、海外の経験を参考にしつつ、中国の実情を踏まえて、4つの側面から提案したい。

まず、知的財産自体が学際的な特性を持ち、現在の専利の位置づけに照らすと、優れた教育資源、研究資源を得られにくいため、知的財産専攻は、レベルが高く、独立した学科の地位を与える必要がある。それには2つの角度からの作業が必要となる。1つ目は、政府から支援を得ることである。政府が公布した政策から見て、政府は、知的財産専攻学科の地位の重要性と必要性を意識しており、政策の具現化が、今正に最も差し迫った問題である。2つ目は、各大規模な高等教育機関の積極的な賛同が必要である。法学と管理学の一級学科の下に、数十か所の高等教育機関に知的財産コースの二級学科の修士課程、博士課程を設置する学部・学科が設けられたものの、その割合はまだ相当低く、教育界全体の積極的な呼びかけと推進が必要である。

¹³ トムソン・ロイター社は、イノベーション企業の主要な評定基準を、特許出願の成功率、特許出願のグローバル性、特許の影響力、革新的な特許数、4つとしている。

次に、前文に述べたとおり、知的財産専攻は、実践性と適時性が強調され、知的財産教育において、理論と実践を兼ね備えた教育モデルが特に重要となる。そのため、管理学の学習モデルに準じて、参加型のケーススタディ法を導入すべきであると筆者は考える。参加型のケーススタディ法においては、まず学生に必要な分析ツール（関連する知的財産制度など）を掌握させたうえで、教員が指導的な役目を担う。事例の内容に応じて学生をグループ分けして考察や討論を行い、グループの意見をまとめた後、教員がより深く分析を行う。このような教育方式により、学生は臨場感をもって授業に参加でき、将来の知的財産活動への参加に向けて着実な準備ができる。しかし、ケーススタディ法を実施する場合、大規模な教育事例データベースの準備が必要となり、また、教員が多く の時間と労力を割り当て、価値ある事例の開発作業に取り組む必要がある。しかし、現在の高等教育機関の科学研究評価体系についていえば、事例開発は、教員の職級評価の指標になりにくいため、教員の事例開発への積極性向上は、今後の教育改革の重要な課題となるであろう。ケーススタディ法の導入のほか、産学連携を強化し、長期的で着実な企業実習拠点を構築することも有効な手段であり、このような提携を通じて双方に有利な結果をもたらすこともできる。一方で、学生は実習の中で、実社会で発生する事柄を理解し、理論に対する理解を深めることができ、他方で、企業も実習に参加する学生の中から優秀な学生を発掘し、企業の人材候補としてリザーブしておくことができる。しかし、様々な現実的問題により、実習が表面化、形式化されやすいため、制度において企業の実習の効果を保証する必要がある。法曹界の関係者を教室に招いて経験を伝授してもらい、さらには法曹界での実務経験を持ち、かつ教育事業に従事する意欲のある人物を、高等教育機関に招聘することも直接的な方法である。この点、ほとんどが実務経験を備え、知的財産の様々な実践分野に身をおく教員を招いた日本の専門職大学院の教育モデルを参考とすることができる。

第 3 に、現在の知的財産教育をめぐる主要な問題は、人材が力を発揮できる場が整っていないことだ。そのため、企業、とりわけ経営者の知的財産を重視する意識を高め、知的財産人材の活用にあふさわしい場を提供することも差し迫った課題である。しかし、これは巨大な事業であり、長期的に、地道に、たゆまず努力していく必要がある。例えば、知的財産専攻の EMBA、MBA プログラムを開発することも非常に有効な手段である。学習に参加する学生は、企業の中核社員、主力であることが多く、企業の経営層、管理層の場合もある。一部の学生は、知的財産を重視する意識がある程度備わっており、学習目標が明確である。このような学習環境は、率先して手本を示す効果となって、他の学生に影響を及ぼし、その学習効果は企業の経営活動に直接反映される。また、中国の企業家と知的財産を重視する海外企業との交流も、実効性のある方法の 1 つである。中国の多くの企業家は重視していないのではなく、国内のマクロ環境の下では、他の業務の重要性が一層目立ち、海外企業の経営者との交流の機会を増やすことができれば、客観的な立場から企業の将来の行方を念入りに観察することで、知的財産経営に対する認識を高めることができる。

最後に、知的財産教育の普及には、社会全体の知的財産重視の意識向上も必要となってくる。米国の知的財産専門教育の重要な背景として、学生が良好な知的財産の啓蒙教育と一般教育を受けていることが挙げられるが、今の多くの中国の高等教育機関の学生は、「知的財産」が何かさえ知らない。そのため、大学の学部で、知的財産についての一般教育とリベラルアーツ教育を実施することが、大変重要であるとともに、高等教育機関による、一般公衆を対象にした、積極的な知的財産普及のための公開講座の実施においても、高等教育機関の優位性を発揮することができる。また、知的財産の啓

蒙教育及び基礎教育は、小・中学校[日本の小・中・高校に当たる]のイノベーション科目に組み入れて行うことができる。一定の小・中学校では、既にこれに関する教育を取り入れ、かつ一定の成果を収めており、この教育モデルは、継続して普及促進することができると筆者は考える。

以上

Ⅲ．中国知的財産人材育成モデルの研究

中南財經政法大学 知識産権研究センター 曹 新明* 教授

1．中国の知的財産人材の現状

中国の知的財産制度は、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて始まり、1940 年代に形を整えた。1950 年代から 1980 年代にかけて、中国の知的財産制度は、変異休眠状態にあった。1980 年以降、中国は、近代的な知的財産制度の構築を開始し、それに伴い、知的財産人材育成のための教育が本格的に開始された。その代表的な成果として、鄭成思教授が 1982 年に『知的財産権通論』を編纂したこと、中国人民大学が 1986 年に「知識産教育研究センター」設立し、1987 年に知的財産法第二学士号クラスの募集を開始したこと、呉漢東教授が 1988 年に『知的財産権法』教材を監修したことが挙げられる。2014 年末の時点で、中国の各種知的財産の高度専門人材は 8 万人余り、知的財産関連の業務従事者は、30 万人余りに上っている¹。中国の知的財産人材の分布状況は次のとおりである。

（1）知的財産行政管理人員

（i）国レベル：国家知識産権局（専利局、専利復審委員会）、国家新聞出版廣播電視総局（版權局）、国家工商行政管理総局（商標局、商標評審委員会）などの 28 の部・委員会・局。

（ii）地方レベル：国の知的財産行政機関に対応する機関

（2）知的財産審査人員

（i）専利局の専利審査人員

（ii）商標局の商標審査人員

（iii）集積回路配置図設計、食物新品種審査部門の人員

（3）知的財産裁判人員

（i）最高法院の知的財産裁判人員

（ii）各高級法院の知的財産裁判人員

（iii）各中級法院の知的財産裁判人員

（iv）基層法院の知的財産裁判人員

（4）知的財産法律サービス人員

（i）専利代理機関の専利代理人

（ii）知的財産サービス機関の役務提供者

（iii）商標代理機関の商標代理人

（iv）法律事務所の知的財産弁護士

* 法学博士、中南財經政法大学教授、博士課程教官、同大学知識産権研究センター 常務副主任。

¹ 「ハイレベル人材群を構築し、知的財産事業発展の支えとリード」中国知識産権報、2014 年 12 月 19 日付、第一版。

(v) 知的財産民事調停員

(vi) 知的財産仲裁人

(5) 企業の知的財産業務担当者

(i) 企業の知的財産管理者

(ii) 企業の知的財産専業従事者

(iii) 企業の知的財産に関わる業務に従事する人員

(6) 知的財産教育者

(i) 高等教育機関の知的財産担当教員

(ii) 高等教育機関、研究機関の知的財産学術研究者

(iii) 高等教育機関の知的財産管理者

(iv) その他の機関の知的財産に携わる教育者

(7) その他の知的財産業務従事者

種類別の知的財産人材の数については、現時点の統計データはない。

現在、中国の知的財産人材の大多数は、1980年代以降に育った人材である。それ以前に育成された人材は、現在では貴重な存在となっている。今日の中国における知的財産人材は、合理的な年齢構成、不均衡な地域分布、やや偏狭な知識体系、イノベーション力のやや欠如及び全体数の増加が待たれる、といった5つの特徴を持つ。

2. 中国知的財産人材育成の目標

中国の知的財産人材育成は、1980年代から開始され、その設計上の目標は、時代とともに若干変化しているとはいえ、全体的な目標は、確定されたものである。

1980年代当時の中国では、知的財産法学に関する有識者数は数える程度で、商標、専利、版權[中国における著作権の旧称]など、基本概念でさえ知る人は少なかった。当時の国の差し迫った需要に応えるため、国家教育委員会は即効性が期待できる戦略を採用して、法知識、理工系基礎知識、知的財産の基本理論の分かる実用型人材を育成するという目標に向けて、既に学部で理工科系の学士号を取得した卒業生に対して、知的財産法学の第二学士号を取得させ、専門人材を育成した。

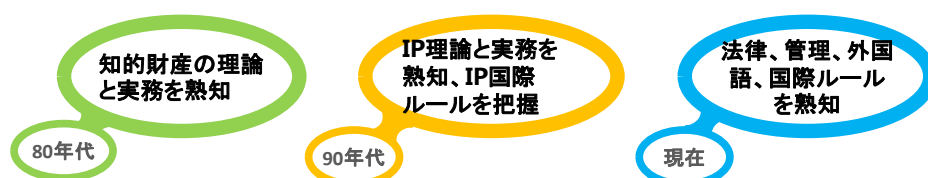
当時、多くの大学の法学部及び法学系の学部では、法学部の学生に知的財産法学の基礎知識に触れさせるために、カリキュラムに知的財産法の科目を取り入れた。例えば、当時の中南政法学院、中国政法大学などである。その目標は、法律と知的財産の基礎知識の分かる応用型人材の育成である。現在、知的財産管理、裁判、実務及び教育業務に従事している高度な人材の多くは、このような方式によって育成されたものである。

1990年代、中国は、米国などの西洋の先進国から度重なる知的財産保護をめぐる非難と交渉を経た。これにより、国の知的財産人材に対する要求は、数量的な増加傾向にあるだけでなく、理論的レベル及び国際的対話力も高まりつつあった。このような背景の下で、中国の多くの大学、政治・法学

系大学と研究機構は、知的財産法の基礎知識に精通し、知的財産国際ルールを熟知し、知的財産理論を駆使して、具体的な問題を解決する高度専門人材の育成という目標に向けて、知的財産修士及び博士の育成を開始した。例えば、当時の中南政法学院、中国社会科学院などがこのような人材を育成した。

21 世紀に入り、2001 年に中国は、WTO に正式に加盟した。この重大な歴史的な出来事は、中国の知的財産制度への重大な挑戦であり、同時に、中国の知的財産事業の発展に千載一遇のチャンスをもたらした。このような背景の下、国、社会及び企業の知的財産人材の需要は、急激に高まり、更に重要なのは、知的財産人材の総合的な素質について更に高い要求がなされた。国、社会及び企業の知的財産人材に対する需要を満たすため、中国は、「法学、科学技術、管理が分かり、少なくとも 1 つの外国語が堪能であり、知的財産国際ルールに精通した」知的財産人材の育成を目標に掲げた。

知的財産人材育成の目標



3. 中国知的財産人材育成の径路

前述の知的財産人材育成の目標を実現するために、中国は、時代要請に沿い、時代の発展と歩調を合わせ、知的財産人材育成の径路について探り続けている。

1980 年代中盤、中国は、法学部の民法学、経済法学、管理学などの課目に知的財産の内容を追加した。1980 年代後期、幾つかの法学系の単科大学では、知的財産法学の課目を設け、民法学、経済法学などと並ぶ、独立した課目とした。最も革新的であったのは、中国人民大学が法学部に知的財産法学の第二学士号専攻を創設したことである。その後、北京大学、華南科技大学なども知的財産法学の第二学士号専攻を相次いで開設し、これによって、国、企業が喫緊に必要とする学際的な知的財産人材を多く育成した。

1990 年代、中国の多くの大学は、民法学の知的財産専攻修士課程及び博士課程の学生を募集し始めた。例えば、当時の中南政法学院、中国人民大学などである。1990 年代後期、理工科系大学又は総合大学は、ダブルディグリー（大学に在籍する学部生が、その専攻課程を終了し学位を取得すると共に、知的財産の科目も履修しその学位を取得する）を導入し、複合型の知的財産人材（理工系の専門知識又はその他の文科系の専門知識だけでなく、知的財産の専門知識も習得した人材）の育成を開始した。複合型の知的財産人材は、社会からの高い評価を受けた。

21 世紀に入ると、多くの大学と研究機関は、知的財産専攻の修士課程と博士課程の学生を募集し始めた。例えば、中国社会科学院知識産権センター、中南財經政法大学、北京大学、中国人民大学など

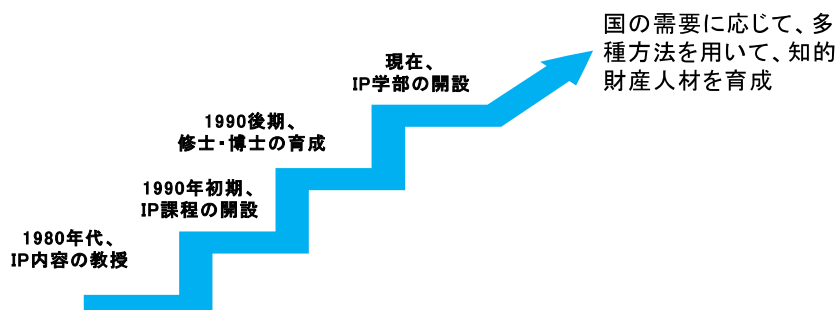
である。このほか、華中科技大学などは、知的財産管理学専攻の修士課程と博士課程の学生を募集し、知的財産管理人材を育成した。

呉漢東教授ら知的財産学者の提唱の下で、2006 年秋、中国の司法部、教育部及び国家知識産権局は、法律修士（JM）の知的財産専攻の実用型人材育成プランを共同で発表し、同年、学生募集を開始した。現在、知的財産法律修士は、重要な専攻分野となっている。これをベースに、知的財産専攻修士の人材類型を更に拡大させた。とりわけ注目すべきことは、呉漢東教授ら権威ある知的財産専門家が、知的財産学部への設置に向けた論証を行ったことであり、2013 年、教育部は、知的財産法学部を、独立した専攻として、新たな学科目録に組み入れた。現在まで、中国では、65 の大学において知的財産学部が設置された。

もう一つの知的財産人材育成の方法は、社会教育であり、大きく次の 5 種類の形式がある。1 番目、自学自習系の大学では、知的財産法学課目を必須とし、多くの自学自習を通じて育成された社会人が知的財産法の基礎知識を習得できるようにする。2 番目、放送系の大学では、知的財産法学を必修科目とし、授業を受ける学生に知的財産法学知識を学習させる。3 番目、特別研修プログラムでは、主として、特殊な知的財産人材を必要とする事業者が、自身の必要に応じて知的財産人材の特別研修教育を行う。例えば、中国の放送系事業者が放送に関する知的財産の専門人材の育成を急務とし、中南財經政法大学知識産権研究センターに特別研修プログラムの開設を依頼した。毎年、中国で開設される知的財産人材特別研修プログラムは、数百期に上る。4 番目、企業の知的財産人材研修である。今日、企業は知的財産人材の最大の需要者であり、かつ知的財産人材に対する要求も特殊性を有する。企業の類型によって必要とする知的財産人材も異なっているため、企業はその必要に応じた知的財産の教育プログラムを設計し、独自の研修を実施せざるをえない。5 番目、その他の社会教育である。例えば、ある地方で、小・中学校[高校も含む]での知的財産の課外教育活動を計画する場合、教員が必要となる。そこで、現地の教育行政主管部門は、管轄区内で知的財産研修クラスを開設し、管轄区内の小・中学校から 1 名又は数名の教員を指名して、知的財産に関する研修を実施する。

中国では現在のところ、小・中学校における知的財産教育は、本格的に実施されているわけではなく、今後、開拓余地のあるルートである。

知的財産人材育成の径路



4. 中国知的財産学部専攻課程の体系

現在まで、中国で知的財産学部を開設した大学は、65 校に上る。代表的な学校として、華東政法大学、中国計量学院、華南理工大学、重慶理工大学、南京理工大学、杭州師範大学、上海大学、蘇州大学、南昌大学、華東理工大学、浙江工商大学、浙江工業大学、河南財經政法大学、煙台大学、暨南大学などがある。そのうち、華東政法大学、華南理工大学及び中国計量学院は、知的財産専攻を、最も早い段階で開設した学校である。

現在開設されている知的財産学部の名称は二種類ある。すなわち、知的財産法学専攻と知的財産専攻である。名称から、両者には差異があり、カリキュラム編成の重点も異なるが、両者の共通点は比較的顕著である。

(1) 暨南大学知的財産学部のカリキュラム編成

刑法、民法、知的財産総論、社会学概論、経済学導論、著作権法、技術革新とインキュベーター、管理学の原理、科学技術法、国際法、商標法、知的財産民事手続法、刑事訴訟法、競争法、行政法・行政訴訟法、経済法、専利実務、技術契約法、商法、法律英語、国際私法、知的財産原理、ネットワーク情報法、物権法、知的財産刑事保護、国際経済法、知的財産損害賠償、EU の知的財産法、企業知的財産戦略、弁護士と公証実務。

(2) 湘潭大学法学専攻（知的財産コース）主な履修科目

法理学、中国憲法、中国法制史、行政法と行政訴訟法、刑法、民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法、国際法、国際経済法、経済法、環境法、労働・社会保障法、国際私法、知的財産法総論、専利法、著作権法、商標法と競争法、専利代理実務、知的財産戦略と管理、知的財産実施許諾、知的財産評価と投資、先端技術の知的財産保護、知的財産情報検索、知的財産訴訟実務、法律文書作成学。

(3) 華南理工大学知的財産専攻科目

法学入門、憲法、刑法総論、法律方法、民法総論、商法、国際法（二か国語）、経済法、知的財産法、中国法制史、民事訴訟法、刑事訴訟法、国際私法、国際経済法、法理学、行政法と行政訴訟法、税法、人権法（二か国語）、環境法、西洋法律思想史、立法学、労働社会保障法、物権法、債権法、刑法分論、比較憲法、犯罪心理学、婚姻と相続法、不動産法、企業の知的財産管理、電子商務法、WTO 法（二か国語）、競争法、知的財産裁判実務、法律文書、国際知的財産法（二か国語）、新類型知的財産保護概要。

(4) 中国計量学院知的財産専攻科目

法理学、民法学、刑法学、知的財産法などの教育部が定めた法学の主要科目及び専利法、商標法、著作権法、営業秘密法、知的財産貿易などの知的財産の主要科目。本専攻は、知的財産法律、知的財産管理及び知的財産実務の特色が際立っている。

(5) 華東政法大学知的財産専攻科目

高等数学、大学物理、大学化学、現代生物学基礎、機械図面、管理学の原理、法学基礎、民法学総論（民事責任、人格権法を含む）、物権法学、債権法学（契約法を含む）、刑法学、行政法学（行政訴訟法を含む）、民事訴訟法学、商法学、著作権法、商標法、専利法、知的財産管理、営業秘密法、公正取引法、専利文献の検索と分析、コンピューターソフト保護、知的財産評価、知的財産実施許諾、国際知的財産保護。

(6) 西南政法大学知的財産専攻科目

法理学、中国法制史、中国憲法、行政法と行政訴訟法、民法、知的財産法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、婚姻と相続法、労働法と社会保障法、環境と自然資源法、国際私法、国際経済法、契約法、権利侵害行為法、不動産法、企業管理、企業知的財産管理、知的財産代理、知的財産訴訟、知的財産貿易、国際知的財産保護。

暨南大学、華南理工大学、湘潭大学、計量学院、華東政法大学、西南政法大学における知的財産学部のカリキュラム編成を比較すると、その共通点は、教育部が指定した法学部の重点的なコア科目を全て取り入れ、かつ知的財産基礎理論科目と実務科目を全て取り入れたことにある。相違点は、知的財産に関わる他の科目にある。

中国の大学で開設された知的財産学部は、名称こそ統一されていないものの、カリキュラムの編成としては、依然として法学の基礎知識を土台に、知的財産基礎理論と実務を軸に、その他の関連学科の知識をサブとする構造をとっていることが明らかである。

2014年10月30日から31日にかけて、我々は、広東省広州市の大学ゾーンに赴き、華南理工大学と華南師範大学において、中国の知的財産人材育成モデルの調査を行った。調査期間中に、華南理工大学の知的財産専攻課程の教員、知的財産専攻の学生とそれぞれ座談会を行った。座談会には、2011年入学生7名、2012年入学生3名の計10名の学生が参加した。2011年入学の学生は、一般募集生、2012年入学の学生は、優先募集生である。一般募集生のうち、1名は、知的財産専攻を第一志望に選び、2名は、知的財産専攻を第二志望に選び、4名は、知的財産専攻を選択せず、調整されて入った学生であった。ただし、7名とも、今では知的財産に興味を抱くようになった。2012年入学生は、全員が、2014年の2年次を終了した時点で知的財産専攻を選択した。学生からは、知的財産専攻の科目設置について、法学でも、工学でも、管理学でも、そして知的財産でもない、どっちつかずの状況にあり、法学課程の重点が顕著でなく、科学技術、管理学の科目は内容が浅く、知的財産専門科目は深みがなく、明白でない、という認識を示した。

以上から、知的財産学部の専攻科目をいかに設置するかについて、より詳細な検討が必要であることが分かる。

知的財産学部の専攻科目設置計画



5. 中国知的財産人材の素質の構造

知的財産人材は、特殊な人材であり、その特殊性は次の5つの面に表れている。

第1に、水平思考によれば、知的財産人材は統括型人材と専門型人材に分けられる。統括型知的財産人材とは、知的財産の基礎理論を熟知し、それを柔軟に活用して現実の問題を解決することができる総合型の人材を指す。専門型知的財産人材とは、知的財産に関わる特定の専門分野の基礎知識を熟知し、それを柔軟に活用して現実の問題を解決できる人材を指す。例えば、専利代理人、専利審査官、専利仲介者などの専利分野の人材、商標代理人、商標審査官、商標仲介者の商標分野の人材、著作権分野の人材などである。専門型の知的財産人材は、自己が所属する専門分野の基礎理論や実務には非常に精通していても、その他の知的財産理論と実務については疎い場合がある。

第2に、垂直思考によれば、知的財産人材は、国内型人材と国際型人材に分けられる。国際型の知的財産人材は、単一又は複数の外国語に精通するだけでなく、特定の国又は地域の知的財産法、訴訟メカニズム、裁判ルールなどを熟知し、さらには知的財産に関する国際ルールを理解する必要がある。国内型の知的財産人材とは、知的財産に関わる各種専門人材を指す。

第3に、関連知識の側面から見ると、知的財産人材は、知的財産法の知識、訴訟メカニズム、裁判ルールを熟知するだけでなく、知的財産の客体の所属分野の関連知識も熟知する必要がある。例えば、専利の専門人材は、少なくとも専利に関わる具体的な技術とその関連知識を適度に習得する必要がある。著作権に関わる人材は、少なくとも著作物に関する知識を適度に習得し、商標に関わる人材は、少なくとも商品又は役務に関する知識を習得しなければならない。

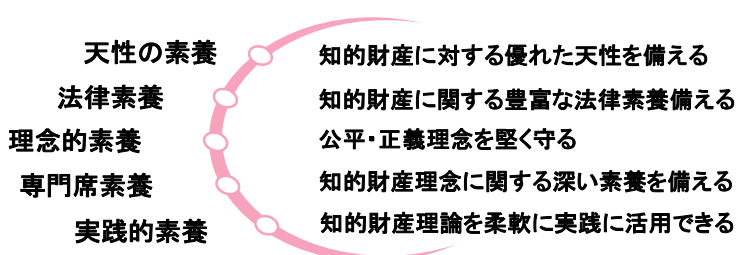
第4に、職業スキルの視点から、知的財産人材は、鋭敏な情報収集能力、精確な情報分析能力、正確な情報処理能力、柔軟な情報活用能力を備えていなければならない。こうした能力は、学習によって身に付けられ、理論の蓄積、実践を通して磨くことができるが、更に重要な部分は、個人の才能や天賦の表れである。知的財産制度は、新技術の発明と活用によりイノベーションを促進する。全ての新技術の誕生において、新たな知的創作物が生み出される可能性がある。新たに生み出される知的創作物がどのようなものであり、それに対して知的財産保護を与えるか、どのような保護を与えるかについて、明確な答えを与えなければならない。このような答えは、必ず知的財産人材が与えなければならない。

第5に、公平と正義という視点から、どれほど複雑な知的財産紛争に遭遇しても、知的財産のスペ

シャリストは、公平と正義の原則に適合する解決案や解決策を出せなければならない。この過程において、知的財産の保有者の利益、相手方の利益、社会的利益と国家利益の交差直面する可能性がある。知的財産保有者の利益を過度に強調すると、他の利益に損害を及ぼすおそれがある。反対に、知的財産保有者の利益を保護せず、他の利益についてその重みに応じて保護を与えない場合、知的財産制度の目的に反する。したがって、知的財産人材は、必ず公平と正義の守護者でなければならない。

以上の分析に基づき、知的財産人材は、高度なインスピレーション、十分な知的財産の専門的素養、良好な公平・正義理念、知的財産理論を円滑に実践で生かせる能力、及び正確に知的財産の各種実務を処理できる能力を備えなければならないと筆者は考える。

知的財産人材の素質構造



6. 中国知的財産人材育成の基本モデル

1980年代以降の30年余り、中国は、改革開放の進展に伴い、経済成長が快速から高速、高速から安定したニュー・ノーマルの過程を経ている。中国の知的財産人材育成は、このような経済成長の需要に伴いスタートされたものである。この過程において、我々は、中国の現実の需要と国情を踏まえて、中国の知的財産人材育成の基本モデルを模索し、数多くの知的財産人材を育成してきた。

(1) モデル1、正規学歴教育モデル

知的財産人材の正規学歴教育モデルは、中国の知的財産人材育成における主要なモデルであり、知的財産人材が社会で普遍的に認められている唯一のモデルである。このモデルは、次のタイプに分けられる。

(i) 知的財産法学の第二学士号

このモデルは、1980年代に中国人民大学によって創設されたものである。1986年、当時のWIPO事務局長、D. A. Bogsch氏が中国を訪問した。その中で、中国の知的財産人材の不足が取り上げられ、いかにこの問題を早急に解決するかという話題が上がった。D. A. Bogsch氏は、理工科系の大学の卒業生から知的財産履修生を募集し、短期（2年）の専門教育を実施し、正規の知的財産法の第二学士号を与える提案をした。この提案は、即効性のある育成モデルであるとして中国の指導者からの賛同を得

て、当時の国家教育委員会に、この件に関する対応の権限が与えられた。最終的に、国家教育委員会は、中国人民大学を学生募集のモデル校に選び、1987 年秋季から、正式に学生募集を開始した。この即効性が見込まれる育成モデルは、優れた成果を収め、今日に至るまで、中国人民大学で知的財産法学の第二学士号課程のカリキュラムが維持されているのみならず、北京大学、華中科技大学などもこれを手本とした。このモデルの最大の欠陥は、育成対象の学生が 6 年間（その他の専門は、学部 4 年＋知的財産法学専攻 2 年）の学習が必要であるのに対して、取得できる学位が学士号にとどまることである。このような知的財産人材は、学歴として低く、社会に出てからの待遇も良くない。

（ii）民商法（知的財産コース）修士

知的財産人材の差し迫った需要の解決のため、また、知的財産法学の第二学士号専攻の欠点を克服するために、1990 年代初頭、高等教育機関は、民商法（知的財産コース）の修士課程の学生育成の試みを開始した。民商法（知的財産コース）修士は、学歴が向上され、社会に出てからの待遇も高まり、知識体系の面からも、法学以外の専攻の学部生の募集が可能となった。そのため、このモデルは、直ちに当時の民商法修士の育成資格を持つ高等教育機関と研究機関に支持され、急速に普及が進んだ。ただし、この種の知的財産人材の欠点は、知的財産専門知識が比較的貧弱であり、社会に出てからある程度の適応期間を必要とする点である。

（iii）知的財産法学専攻の修士

民商法（知的財産コース）修士課程の長所を取り入れた上で、中南財經政法大学知識産権研究センター及び中国社会科学院知識産権センターなどは、知的財産法学修士課程を開設し、知的財産法学専攻の修士の育成を開始した。このタイプの知的財産人材は、社会の高い評価を得ている。しかし、この種の人材の主な欠点は、知的財産理論の研究を重んじ、知的財産実務を軽んじることである。この種の知的財産人材は、知的財産担当法官、知的財産に関する学術研究、知的財産関連部門の需要には満足させても、企業の知的財産法務などのような知的財産実務からの要求には及ばない。

（iv）知的財産法律修士

2006 年、呉漢東教授と鄭成思教授は、中国共産党中央政治局で知的財産の講義を行った後、中央政府の指導者の求めに応じて、知的財産法律修士育成の意見提起を行った。その後、呉漢東教授を中心とする中南財經政法大学知識産権研究センターは、知的財産法律修士育成の目標を掲げ、カリキュラムを設計した。同年 7 月、司法部は、知的財産法律修士履修生の募集、及びこの類型の知的財産人材育成モデル事業の開始を承認した。当時、承認されたモデル校は、中南財經政法大学、中国社会科学院知識産権センター、北京大学、華中科技大学、中国人民大学であった。現在、法学修士育成資格を有する教育機関は、全て知的財産法律修士専攻を開設している。

知的財産法学修士と知的財産法律修士を組み合わせることにより、知的財産の学術面と実務面の相互補完が可能となり、知的財産法律人材のニーズを満たしたが、社会で必要とされる知的財産管理人材としては、これら 2 種類のいずれにも欠陥があった。そこで、生まれたのが知的財産管理修士である。

(v) 知的財産管理修士

知的財産管理修士の育成目標は、企業が必要とする知的財産管理人材、知的財産行政機関が必要とする知的財産管理人材などを含む、知的財産管理業務に従事する人材を育成することである。現在、中国で知的財産管理修士を育成する学校として、華中科技大学、同済大学、中南財經政法大学知識産権研究センターなどがある。

知的財産管理修士に、知的財産法学修士及び知的財産法律修士が加わることで、修士レベルでは、社会各方面の知的財産人材のニーズをほぼ満たすことができている。

(vi) 知的財産博士

知的財産修士の育成目標は、主として、知的財産専門技能を習得した人材を供給し、知的財産実務部門の需要を満たすことである。しかし、知的財産修士では、高等教育機関の教員、研究機関の研究者、知的財産の高度管理人材の需要を満たすことができない。そこで、1990 年代初頭から、法学博士の育成資格と管理学博士の育成資格を有する学校と研究機関が民商法（知的財産コース）博士、知的財産法学博士、管理学博士などの知的財産関連の博士の育成を開始した。これは、中国の高度な知的財産人材の主な育成モデルであり、中国では高等教育機関、研究機関、上級管理職で知的財産に関する教育、研究、管理業務に従事する職員の多くが知的財産博士号を有している。

(vii) 知的財産学部

中国において、知的財産学部の人材育成は、着手されたばかりで、最長でも 10 年、最短で 1～2 年にすぎない。なぜ知的財産学部の設置が知的財産修士と博士より何年も遅れているのか。それには、様々な原因が考えられるが、主に次の 4 点に帰結できる。第 1 に、社会のニーズが明白でない。第 2 に、学部の設置が非常に複雑である。第 3 に、知的財産専攻は特殊性を有する。第 4 に、著名な高等教育機関の関心度が低い。現実には、2014 年に教育部が公布した、就職状況が良くない学部の専攻リストの中に、知的財産専攻が入っている。前述でも紹介したが、現在、各校で設置されている学部の知的財産専攻は、育成目標が自然発生的で、しかも編成されるカリキュラムが多種多様で、統一的なシラバスや教材がない。したがって、知的財産学部の専攻構築には、共通の認識を得るのに、さらに一定期間の模索が必要であろう。

(viii) 知的財産のダブルディグリー

知的財産のダブルディグリーとは、大学に在籍する知的財産以外の専攻を持つ学部生が、その専攻の学士課程の履修と共に、副専攻として知的財産の学士課程も履修し、自分の専攻と知的財産の専攻の両方の科目の単位を取得して、2 つの学士号を同時に取得する制度である。この制度により、学生は、自分の専攻の知識を広げられるだけでなく、知的財産に関する専門知識の基本を習得して、一般的な知的財産業務に従事できる能力を身に付けることができる。その長所は、非常に顕著で、まず、知的財産の第二学士号専攻に比べて 2 年もの時間を節約でき、早く職に就くことができる。更なる研鑽を積みたい場合は、知的財産修士課程を専攻すればよく、複数の学科の基礎知識を身に付けることができる。第 2 に、学部生の段階で、知的財産の知識を身に付けることができる。もし、単純に知的財産専攻の学部生向けに知的財産に関する一般教養科目を開設しただけであれば、せいぜい知的財産

に関する多少の常識が得られる程度で、就職に明らかな効果は表れず、学生は学習の意欲を失ってしまう。第 3 に、ダブルディグリー取得のための学習は、正規の 4 年間の学部の特攻期間に行われ、週末を利用することができるため、正規の特攻の学習に大きな影響を及ぼすことがなく、学生たちの学習に対する関心を引きやすい。

前述 8 種類の、より規範的な正規学歴教育以外にも、知的財産教育学の修士・博士、知的財産 MBA、EMBA プラグラムなどがある。例えば、暨南大学 EMBA（知的財産管理コース）は、企業の上層部、管理職向けに、中国が WTO 加盟後に直面している知的財産をめぐる諸問題に対処するために開設された新しい専攻コースであり、企業向けに、知的財産制度の活用について熟知し、企業のイノベーション体制の構築、知的財産の戦略及び策略を制定できる高度な管理人材を育成することを目的とするものである²。主流的な方式ではないため、ここでは詳細に触れない。

（2）モデル 2、社会教育モデル

社会教育機関を通じての知的財産人材育成は、中国が 1980 年代以降継続して採用している手段であり、このモデルにより育成された知的財産人材の数は、正規学歴教育により育成された人材の数よりも多い。

（i）専利審査官の育成

中国の専利審査官は、国が行う専利権付与・権利確認の専門人材であり、大学の新卒者、既に実務経験のある社会人の 2 種類の採用が行われているが、新卒者の割合が高い。社会人からの採用者数は少なく、新卒者の約半数である。一方で、中国においても、その他の国においても、専ら専利審査官を育成する大学や研究機関がなく、国の専利行政機関が招へいした職員にトレーニングを行うしかない。したがって、専利審査官は、基本的に国の専利行政機関が、国内での特別研修や海外派遣研究により、自ら育成しているものである。国内における研修期間は、通常 4 か月で、大学の 1 学期間に相当する。その後は、実情に応じて、訓練が継続される³。

専利審査官の研修に類似する形として、商標審査官の研修がある。

（ii）知的財産に関する各種人材の研修

知的財産人材は、国の知的財産戦略、地方の知的財産戦略、企業の知的財産戦略を実践するための重要な要素である。2008 年以降、中国の国家知識産権局は、全国に 20 か所余りの知的財産研修拠点を開設し、毎年、知的財産関連行政管理職員向けの研修、企業の知的財産管理職員向けの研修、大学生向けの知的財産知識教育、小・中学校向けの知的財産教育など、100 期を超える詳細な知的財産人材育成計画を制定し、延べ数万人の知的財産人材を育成してきた。2013 年、2014 年に開催した各種研修はそれぞれ 200 期を超え、研修参加者は、3 万人以上に上った。

² 「高度管理職工商管理修士 EMBA（知的財産管理コース）募集要項」参照、<http://souky.eol.cn/HomePage/takeinfo/155/1432.html> [最終アクセス：2015 年 3 月 9 日]。

³ 「中国の専利審査官を読み解く」参照、<http://www.chinaipmagazine.com/journal-show.asp?id=665> [最終アクセス：2015 年 3 月 9 日]。

(iii) 企業の知的財産人材研修

企業は、市場の担い手であり、知的財産の実践の場であり、大量の知的財産人材を必要とし、とりわけ特殊な技能を備えた専門人材を必要としている。そのため、企業は、大学から知的財産に関わる一般人材を募集するだけでなく、知的財産実務に従事する従業員を、目的に合わせて、実践能力の高い人材に育てる必要がある。企業のニーズに応えるため、中国の大学や研究機関などでは、毎年企業の委託を受け入れ、専門の研修を実施し、又は企業の従業員を博士・修士課程の学生として募集し、高水準の人材育成を行っている。例えば、中南財經政法大学知識産権研究センターでは、放送関係の高水準の知的財産人材の育成プログラム、インターネット関係の知的財産専門人材の育成プログラム及び著作権関係の知的財産専門人材の育成研修を毎年実施している。また、暨南大学では、企業向けの知的財産 EMBA プログラムを開講して、高度管理人材を育成している。

(iv) その他の形式の社会教育

前述の 3 とおりの育成方法の他にも、社会教育の方式として、放送系の大学育成、自学自習系の大学育成、オープンキャンパスによる育成などが挙げられる。いずれにしても、社会の知的財産人材に対する多様なニーズに応えていくことを目的として実施されている。

7. 中国知的財産人材育成の将来

中国は、既に経済成長モデルの転換期に突入し、粗放型から集約型へ、資源投入型からイノベーション駆動型への成長モデルに切り替えた。また、内需けん引型から海外投資型へ、高速・迅速成長から適度な安定成長へと成長モデルの転換を遂げた。これらの転換を完結させるための、中核的な要素は、知的財産であるが、そのキーフアクターは、知的財産人材である。

中国は、既に数多くの各種知的財産人材を育成したとはいえ、その結果は、中国の今後の成長、特に企業競争のニーズとは、まだ大きな隔たりがある。そのため、海外の発展動向と中国の実情を踏まえて、深い論理的思考力を土台に、気高い職業的素養を備え、高い実践力を有する国際型の知的財産人材を育成しなければならない。

中国の知的財産人材育成の将来の方向性として、次の 3 つが考えられる。第 1 に、知的財産人材育成を小・中学校、さらには、幼稚園へと移行し、次世代を担う青少年がいち早く知的財産に触れ、習得できるようにする。第 2 に、知的財産人材育成方法を改善し、企業や社会のニーズを踏まえた人材育成を展開する。第 3 に、他国の進んだ経験や実践方法を習得するために、知的財産人材を海外に派遣して教育を受ける機会を与える。

当然ながら、現在の中国の実情からして、これら 3 つの実現は、いずれも想像を絶するほどの困難があり、多くの体制や仕組みの改革を必要とする。今、私たちができることは、最大限、既存のモデルの下で、より良い知的財産人材を育成し輩出できるよう力を尽くすことである。

以上